

オーストラリア裁判所の裁量権行使 ——Voth 判決から Dobson 判決に至るまで——

岡 野 祐 子

はじめに

- I. オーストラリア裁判所の裁量権行使
- II. 財産関係事案におけるフォーラム・ノン・コンビニエンスと外国訴訟差止命令
 1. フォーラム・ノン・コンビニエンス
 - (1) 歴史的経緯
 - (2) Voth 判決(1990年)
 - (3) Voth 判決の示す「明らかに不適切な法廷地」の基準
 - (4) Voth 基準の位置づけ
 2. 外国訴訟差止命令
 - (1) 歴史的経緯
 - (2) CSR 判決 (1997年)
 - (3) CSR 判決の示す差止命令発動の基準
- III. 家族法事案におけるフォーラム・ノン・コンビニエンス
 1. Henry 判決 (1996年)
 - (1) 事実の概要
 - (2) 判旨
 2. Henry 判決の示すフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の基準
- IV. 家族法事案における外国訴訟差止命令
 1. Dobson 判決 (2005年)
 - (1) 事実の概要
 - (2) 家庭裁判所 Cohen 裁判官の判決
 - (3) 家庭裁判所大法廷の判決

2. Dobson 判決の位置づけ

(1) Dobson 判決の位置づけ

(2) 外国訴訟差止の2段階の基準

(3) 第2段階の基準の判断において考慮すること

(4) イングランドの家族法事案における外国訴訟差止との比較 おわりに

はじめに

裁判所が裁判管轄に関する裁量権行使をする形態には、周知のごとく、裁判所自らの下に提起された訴訟をフォーラム・ノン・コンビニエンス法理により stay する場合と、外国の裁判所で当事者が訴訟を開始あるいは継続することを差し止める命令を出す場合とがある。

イングランドの裁判所においては、裁判管轄の決定に際し、フォーラム・ノン・コンビニエンスおよび外国訴訟差止の形で裁判所の裁量権を広く認め、裁判をするためのより適切な法廷地の決定を行ってきた。これに対し、大陸法の法体系を基盤とする管轄に関する EU 規則、すなわち民事・商事事案に関するブラッセル I 規則や、家族法事案に関するブラッセル IIbis 規則においては、裁判管轄規則の確実性を高めるため、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理は原則として認められず、また外国訴訟差止命令についても、大陸法の法体系にはない救済方法であるがゆえに、同様に認められてこなかった。イングランドでは、財産関係事案について、従来からこの点に関して批判的な議論がなされてきたが、ブラッセル I 規則はこの度改正され、一定の条件の下で限定的ながら、EU 加盟国裁判所に裁量的 stay を認めるに至っている (Regulation (EU) No. 1215/2012: Brussels I Regulation Recast)。

イングランドでは家族法の事案についても、裁判所が当事者に最も適切な管轄を選択する手段を確保し、裁判所への当事者の駆け込みによる早い
2(1237) 法と政治 64巻3号 (2013年11月)

者勝ちの競争を回避させるためには、家族法事案においてこそ一層、裁判所の裁量権行使が重要であるとの強い指摘が実務家からなされてきた。⁽¹⁾ さらに、これらの裁量権がコモンウェルス諸国において現に行使されていることに言及し、連合王国がEU加盟国であるがためにイングランド裁判所がこの種の裁量権行使を禁止されることは、歴史的につながりの強いイングランドとコモンウェルス諸国との関係を損ねるとの主張も、批判の一環としてなされてきた。⁽²⁾

そこで本稿では、コモンウェルス国の裁量権行使の状況を考察するため、まずは、イングランドとは異なった独自のフォーラム・ノン・コンビニエンス法理を確立させている、オーストラリアにおける裁量権行使の状況を取り上げ、イングランド裁判所での裁量権行使との比較的視点から考察を試みたい。その上で、いまだわが国ではあまり論じられていない、オーストラリアの国際離婚における外国訴訟差止⁽³⁾について、リーディングケースとなる2005年のDobson判決⁽⁴⁾に焦点を当てて考察、検討したい。国際離婚

(1) David Hodson, *Practical Guide to International Family Law 2nd ed.* (2012). stayの重要性について128-129, 差止命令の重要性について139-141.

(2) Ibid, 135. ここでHodsonは、他のコモンウェルス諸国がより適切な管轄である場合に、イングランド裁判所が自らに係属している訴訟をstayできないことの不合理性を、特に指摘している。

(3) 家族法事案においては、裁判所の関わり方は「訴訟」のみではないため、より広い意味で「裁判」とするのが適切かもしれないが、本稿では便宜上「訴訟」と記す。

(4) Dobson v Van Londen (D v L) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169.

なお、オーストラリアの主要な判例はウェブサイトAustLII (<http://www.austlii.edu.au/>) で公表されており、判決文には段落番号が付されている。本稿では各判例のウェブサイトでのcitationを記すとともに、判決文の一部を引用する際には基本的に段落番号で引用する。ただし、当該判例についてCLR等の紙媒体の判例集には段落番号が付されていない場合には、

事案における外国訴訟差止は、イングランドにおいては Hemain 判決をはじめとする注目される先例が既に存在するが⁽⁵⁾、オーストラリアの Dobson 判決は、このカテゴリーにおける外国訴訟差止がイングランド裁判所特有のものではないことを示し、興味深い点を有する。国際離婚における外国訴訟差止命令は、当該命令の相手方がわが国にいる場合には、わが国においても少なからぬ影響を及ぼすものであり、本稿での考察が一助となれば幸いである。

I. オーストラリア裁判所の裁量権行使

オーストラリア裁判所の裁量権行使の基準は、財産関係事案、家族法関係事案のそれぞれについての次のような経緯をたどって確立されてきた。まず財産関係事案について、オーストラリア最高裁判所は1990年の①Voth判決⁽⁶⁾において訴訟の stay を認め、オーストラリア法上のフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の基準がこれにより確立した。その後1997年、最高裁判所は②CSR判決⁽⁷⁾において、上記 Voth 基準を前提として外国訴訟差止命令の基準を提示する。他方で、財産関係事案のこれらの動きを追う形で、家族法事案においても裁判所の裁量権行使が認められていく。すなわち、③1996年の Henry 判決⁽⁸⁾でオーストラリア最高裁判所は、国際離婚

判例集の該当頁数も合わせて記す。

(5) Hemain v Hemain [1988] 2 FLR 388. 後述IV. 2.(4)。この判決については、岡野祐子「イングランドにおける国際離婚裁判に関する手続的諸問題」法と政治61巻3号(2010年)1頁, 39頁以下参照。

(6) Voth v Manildra Flour Mills Pty Ltd [1990] HCA 55; (1990) 171 CLR 538.

(7) CSR Ltd v Cigna Insurance Australia Ltd [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345.

(8) Henry v Henry [1996] HCA 51; (1996) 185 CLR 571.

のケースにおいても Voth 基準を用いて stay を判断すると述べた上で、当該事案は stay が認められるべき事案であると判示した。そして2005年、家庭裁判所大法廷が国際離婚のケースにおける外国訴訟差止命令を④⁽⁹⁾ Dobson 判決で初めて認めるにいたる。オーストラリアでは、以上の4つの判例が、裁量権行使の各カテゴリーのリーディングケースとなっている。以下ではこれらの判例を中心に、オーストラリア裁判所の裁量権行使の基準が確立していく経緯を考察し、その上で、Dobson 判決と他の3つのリーディングケースとの関係を分析したい。

Ⅱ．財産関係事案におけるフォーラム・ノン・コンビニエンスと外国訴訟差止命令

1. フォーラム・ノン・コンビニエンス

(1) 歴史的経緯

(a) 連合王国貴族院 Spiliada 判決

オーストラリアにおけるフォーラム・ノン・コンビニエンス法理は、連合王国貴族院が1987年の Spiliada 判決⁽¹⁰⁾で示した stay の基準、すなわち「より適切な法廷地」の基準との対比で語られる。連合王国のイングランドの伝統的なルールは、スコットランドとは異なり、1939年の St. Pierre 判決⁽¹¹⁾を先例とし、濫用的提訴などの極めて例外的な場合にしか訴訟の stay を認めないとする厳格な基準を有していた。しかしその後、1974年の The Atlantic Star 貴族院判決⁽¹²⁾に端を発し、1978年の MacShannon 判決⁽¹³⁾、1984

(9) Dobson v Van Londen [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169.

(10) Spiliada Maritime Corp v Cansulex Ltd [1987] AC 460.

(11) St Pierrev South American Stores Ltd [1936] 1 KB 382. によりこの基準が示された。

(12) Atlantic Starv Bona Spes (The Atlantic Star) [1974] AC 436.

(13) MacShannon v Rockware Glass Ltd.[1978]AC 795.

年の The Avidin Daver 判決⁽¹⁴⁾と続く一連の貴族院判決において、より緩やかに stay を認めていこうとする動きがあり、それらの判例に示された stay の基準を集大成したのが1987年の Spiliada 判決である。同判決は、「事案を審理するのにより適切な法廷地が他にあり、その法廷地が管轄を有するのであれば、原告が当該『より適切な法廷地』では正義を得ることができないなどの理由を示さない限り、stay は認められる」という緩やかな基準の採用を明言し、この判決を端緒として、イングランド裁判所においてもフォーラム・ノン・コンビニエンス法理⁽¹⁵⁾が定着した。コモンウェルス諸国においても、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理については Spiliada 基準との関係が意識されており、同基準は重要な位置づけをもつ。

(b)オーストラリアのフォーラム・ノン・コンビニエンス法理と Spiliada 判決の関わり

オーストラリアの視点からは、自国のフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の発展とその過程における Spiliada 判決との関わりについて、次のように説明されている。⁽¹⁶⁾

オーストラリアの伝統的なルールは、stay を認めることに厳格な態度を示してきており、これは1908年の Maritime Insurance 事案⁽¹⁷⁾におけるオー

(14) The Avidin Daver [1984] AC 398.

(15) これらの一連の判決の動向については、岡野祐子『ブラッセル条約とイングランド裁判所』大阪大学出版会（2002年）45頁以下を参照。

(16) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, *NYGH'S CONFLICT OF LAWS IN AUSTRALIA 8th ed.* (2010) 164-167. なお、比較法的にオーストラリアのフォーラム・ノン・コンビニエンス法理を考察したものとして R. A. Brand, S. R. Jablonski, *FORUM NON CONVENIENS* (2007) 87-90.

(17) *Maritime Insurance Co Ltd v Geelong Harbour Trust Commissioners* [1908] HCA 37; (1908) 6 CLR 194.

ストラリア最高裁判所の全員一致の判決が先例とされる。同判決は、stay が認められるのは「特定の裁判所での事案の審理が、被告に対して実際に重大な不便宜となり濫用的になる」場合のみである、と判示しており、いわゆる「濫用・圧迫 (vexation and oppression) の基準」を採用している⁽¹⁸⁾。

イングランドの伝統的なルールも、stay を求める被告に対して重い説明責任を課していた点ではオーストラリアと同じ出発点に立つが、オーストラリアよりも早い時期に、より進んだ形で伝統的なルールから離れた。すなわち（上述したように）1974年以降の一連の判例にはじまり、1987年の Spiliada 判決によって、stay を認める緩やかな基準の採用が明言されるに至った。

オーストラリアも、当初はこのイングランドの新しい緩やかな基準に追随したが⁽¹⁹⁾、その期間は短かった。1988年、オーストラリア最高裁判所は Oceanic Sun Line Special Shipping Co Inc v Fay 判決⁽²⁰⁾において、Spiliada 基準との決別を示すに至る。同判決では、Toohey, Wilson の2人の裁判官が Spiliada 基準の採用を主張した。これに対し Deane 裁判官は Maritime Insurance 最高裁判決の伝統的なルールに言及しつつ「明らかに不適切な法廷地」の基準、すなわち「オーストラリアが明らかに不適切な法廷地でない限り stay は認めない」とする、Spiliada 基準よりも厳格な stay の基準を提示し、これに Gaudron, Brennan 両裁判官が賛成して、僅差な

(18) Ibid, at 198-9.

(19) 家庭裁判所 Gibson 裁判官の In the Marriage of Takach (No 2) (1980) 47 FLR 441; 西オーストラリア州最高裁判所 Brinsden 裁判官の The Courageous Colocotronis [1979] WAR 19. などが挙げられている。M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 167 参照。

(20) Oceanic Sun Line Special Shipping Company Inc v Fay [1988] HCA 32; (1988) 165 CLR 197.

がら多数意見となった次第である。

しかしながら、多数意見の判決理由は、何をもって「明らかに不適切な法廷地」と判断するかについて意見が分かれた。Deane 裁判官は、Maritime Insurance 判決で示された「圧迫的 (oppressive)」および「濫用的 (vexatious)」の文言について、「圧迫的」を「重大にそして不公正に負担となり、損害を与え不利となる (seriously and unfairly burdensome, prejudicial or damaging)」と解し、「濫用的」を「重大で不当な問題や厄介ごとを生じさせる (productive of serious and unjustified troublesome and harassment)」と解すること、そして、これらの解釈をもとに「濫用的または圧迫的」となる場合には、オーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」になると判断することを提唱した。⁽²¹⁾これに対し Gaudron 裁判官は、準拠法が主要な要素となると主張した。⁽²²⁾また Brennan 裁判官は、イングランド法のかつての先例である St. Pierre 判決の提示したより厳格な基準にとどまるべきであり、「圧迫的」および「濫用的」は本来の意味通りに解されるべきであると主張した。⁽²³⁾そのため、Oceanic Sun 判決には不明確な点が残されたとの批判がなされた。⁽²⁴⁾

この点につき、最高裁判所が改めてその立場を表明する機会となったのが1990年の Voth 判決である。かくして Voth 判決が、新しいオーストラリア法を考慮する際の出発点となる。

以上が、オーストラリアにおけるフォーラム・ノン・コンビニエンス法理発展の経緯である。Voth 判決は、オーストラリア最高裁判所が財産関

(21) Ibid, at [8] per Deane; at 247-248 per Deane.

(22) Ibid, at [19]-[24] per Gaudron; at 264-266 per Gaudron.

(23) Ibid, at [31]-[32] per Brennan; at 236 per Brennan.

(24) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 167; R. A. Brand, S. R. Jablonski, supra note 16, 89-90.

係事件における stay の基準を示したリーディングケースとしてよく知られた判決であるが、オーストラリア裁判所が上述の各カテゴリーにおける裁量権行使をするに際しての中心的基準となる重要な判決であるため、本稿でも概要を示しておく。

(2) Voth 判決(1990年⁽²⁵⁾)

<事実の概要>

原告（被控訴人・被上告人）は Manildra Group として知られる、澱粉および澱粉製品の製造・販売を営むグループ会社の中の2社で、共にニュー・サウス・ウェルズ州（以下 NSW 州）に設立され、そのうちの1社は、米国カンザス州法により設立された子会社を有している。被告（控訴人・上告人）は、米国ミズーリ州に居住し当地で事業を営んでいる米国人の会計士である。原告は、被告が税金に関する的確な専門的アドバイスを怠ったために、オーストラリアと米国の両方で財産的損失を被ったと主張し、損害賠償請求訴訟を NSW 州裁判所に提起した。原告は NSW 州が自らの損害発生地であり管轄権を有すると主張した。これに対し被告は、米国ミズーリ州がより適切な法廷地であるとして stay を申し立てた。

第一審の判決時点では、連合王国貴族院の Spiliada 判決ははまだ出されず⁽²⁶⁾、Clerk 裁判官は同じく連合王国貴族院の MacShannon 判決で示された⁽²⁷⁾基準を適用した。そしてミズーリ州が「ナチュラル・フォーラム」

(25) Voth v Manildra Flour Mills Pty Ltd [1990] HCA 55; (1990) 171 CLR 538

(26) Ibid, at [17] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 548-549 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(27) MacShannon v Rockware Glass Ltd. [1978] AC 795. MacShannon 判決は、stay を認めるための2つの要件、すなわち①「他に自然的法廷地（ナチュラル・フォーラム）が存在すること」②「原告がイングランドで

であることを認めつつも、「ミズーリ州で訴訟を維持することを支持すべき要素は、NSW 州で裁判を続けることを認めることを支持すべき要素を超えるものではない」こと、また被告の申立てを認めれば「ミズーリ州における損害賠償額の尺度と認められる費用の点において、原告の合法的な司法的利益を奪うことになる。」と述べて、被告の stay の申立てを拒否した。⁽²⁸⁾

被告の Voth は控訴したが、控訴審の審理がなされるまでに、1987年に Spiliada 判決が下され、さらに1988年のオーストラリア最高裁判所 Oceanic Sun 判決による Spiliada 基準の拒否、とオーストラリアのフォーラム・ノン・コンビニエンス法理をめぐる状況はめまぐるしく変化していた。⁽²⁹⁾ 控訴審裁判所はもはやイングランド法を適用することができなくなり、オーストラリア最高裁判所の Oceanic Sun 判決の基準を適用することになる。上述のように同判決では「明らかに不適切な法廷地」の決定方法について多数意見が分かれており、そのいずれを採用すべきかを判断しなければならなかったが、控訴審の Gleeson 首席裁判官と MacHugh 裁判官は、結論として、Oceanic Sun 判決の多数意見によれば「本事案についてはフォーラム・ノン・コンビニエンスの一般的法理に基づき、stay は拒否される結果となる」と判示して、最終的に第一審判決を支持した。⁽³⁰⁾

訴える利益とそれにより被告が被る不利益の比較」を示した。これは「MacShannon の公式」と呼ばれ、以後の判決に大きく影響を与えた。同判決については、岡野・前掲注15, 48-49頁参照。

(28) [1990] HCA 55 at [15]-[16] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1990) 171 CLR 538 at 548 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(29) Ibid, at [17]-[18] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 548-549 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(30) Ibid, at [19]-[20] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 550-551 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

で Voth が上告したのが本事案である。

<判決>

最高裁判所の判決において、Mason 首席裁判官、Deane, Dawson, Gaudron 裁判官による多数意見は、Spiliada 判決の基準の採用を改めて否定し、Oceanic Sun 判決で Deane 裁判官が提示した「明らかに不適切な法廷地」の基準およびその決定方法こそが、フォーラム・ノン・コンビニエンスについてのオーストラリア法であるとの結論を示した⁽³¹⁾。もっとも本事案に関しては、「NSW 州は明らかに不適切な法廷地である」と判断して、控訴審の判決を覆し、stay を認めた⁽³²⁾。

他方で、Brennan 裁判官、Toohey 裁判官がそれぞれ単独意見を述べている。Brennan 裁判官は、上述のように Oceanic Sun 判決では Deane 裁判官の提示する「明らかに不適切な法廷地」の決定方法には賛成せず、より厳しい決定方法を提示していたが、stay の基準が先例として確立する必要があるとして、本判決では、Deane 裁判官の基準を採用する多数意見に賛成した⁽³³⁾。しかしながら事案へのあてはめについては、多数意見とは見解を異にし、オーストラリアは「明らかに不適切な法廷地ではない」として、stay を認めるべきでない⁽³⁴⁾と結論した。Toohey 裁判官は、彼が

(31) Ibid, at [51] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 564 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ. 多数意見は Oceanic Sun Line Special Shipping Company Inc v Fay [1988] HCA 32 at [6] per Deane; (1988) 165 CLR 197 at 247 per Deane の箇所を引用している。

(32) [1990] HCA 55 at [66]-[72]; per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1990) 171 CLR 538 at 560-572 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(33) Ibid, at [1]-[2] per Brennan J; at 572 per Brennan J.

(34) Ibid, at [16] per Brennan J; at 580 per Brennan J.

Oceanic Sun 判決で Wilson 裁判官と共に示した反対意見、すなわちより緩やかな基準である Spiliada 判決の基準を取るべきだとする意見を、本判決においても主張し、結論として stay を認めるべきだと述べた。⁽³⁵⁾

＜「明らかに不適切な法廷地」の基準採用の理由＞

多数意見が「明らかに不適切な法廷地」の基準を採用した理由は以下のとおりである。⁽³⁶⁾

①多数意見はまず、「より適切な法廷地」の基準と「明らかに不適切な法廷地」の基準を比較し、「より適切な法廷地」の基準を取るとすれば、一つの法廷地の適切性を他の法廷地と比較することになるが、これは他国の裁判所についての価値的な判断を伴うこととなり、困難なものとなりうると指摘する。これに対し、原告に選択された法廷地（すなわちオーストラリアの法廷地）が「明らかに不適切か」否かの判断は、一つの管轄に焦点を当て、その地での訴訟の係属から生じる利点と欠点を比較するのみで済むと述べる。⁽³⁷⁾

②多数意見は第2に、Oceanic Sun 判決の多数意見で述べられた見解、すなわち「1908年の Maritime Insurance 判決において、原告に選択された法廷地が明らかに不適切な法廷地でない限りは、オーストラリア裁判所は原告の要求により管轄権を行使する義務を負うと判示されている」とする見解を再度繰り返す。⁽³⁸⁾

③最後に多数意見は、Spiliada 基準について国際的なコンセンサスが存

(35) Ibid, at [26]-[27] per Toohey J; at 590 per Toohey J.

(36) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 168. を参照。

(37) [1990] HCA 55 at [35]-[36] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1990) 171 CLR 538 at 558 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(38) Ibid, at [40] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 559 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

在するとは考えていないと述べ、その例として、連合王国とアメリカ合衆国との間でフォーラム・ノン・コンビニエンスのアプローチが異なることを指摘する。⁽³⁹⁾

(3) Voth 判決の示す「明らかに不適切な法廷地」の基準

かくして多数意見は stay の基準について、Oceanic Sun 判決で Deane 裁判官が示した通りの「明らかに不適切な法廷地」の基準を採用すると結論する。⁽⁴⁰⁾しかしながら Voth 判決の多数意見は他方で、同基準を適用するにあたっては、Spiliada 判決で Goff 卿が述べた「関連する要素 (connecting factors)」と「適法な個人的あるいは司法的利点」とが貴重な助けとなることも述べており、若干不明確な点も含む。⁽⁴¹⁾Nygh は、多様な要素を含む Voth 基準を敢えてまとめるとすれば以下になると述べている。⁽⁴²⁾

①原告は、自らが選択し、規則に基づき主張した管轄権が、法廷地内または法廷地外の被告への送達によって行使される権利を、法廷地が明らかに不適切である場合を除いて、有すると推定される。しかしこの権利は過度に重視されるべきではない。この権利は（2つの法廷地が）「緻密にバランスが取れて拮抗する場合 (finely balanced contest)」には重要となりうるが、⁽⁴³⁾他の場合には、事案にほとんど関係を有しないかもしれない。

(39) Ibid, at [43] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 560 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(40) Ibid, at [51] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 564 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(41) Ibid, at [51] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; at 564-565 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(42) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 169-170.

(43) Nygh は以下の箇所を引用している。Voth v Manildra Flour Mills Pty

②証明責任は、当該理由に基づいて stay を求めるあるいは送達の取り消しを求める当事者（通常は被告）の側にある。ただし原告が管轄外にいる被告に対する送達のために事前の許可を得ることを求められた場合はこの限りでない⁽⁴⁴⁾。

③法廷地が明らかに不適切であるか否かの判断に際しては、以下の要素が関連する。ただし、どの要素もそれのみでは決定的な要素とはならない。

(a)原告によって選択された法廷地と請求の内容及びまたは当事者との重要な関連性。例えば、両当事者の住所、彼らの事業地、関連する取引が行われた地、訴訟の目的物が所在する地など⁽⁴⁵⁾。また便宜や費用などに影響する他の要素、例えば証拠の入手しやすさなど⁽⁴⁶⁾。

(b)原告にとっての合法的かつ実質的な司法上の利点。例えば、多額の救済、有利な出訴期間、有利な付随的訴訟手続、判決の執行対象となる資産が管轄内に存在すること、など⁽⁴⁷⁾。

(c)法廷地法が事案に準拠法として適用されるのか、外国法によって規律されるのか⁽⁴⁸⁾。

Ltd [1990] HCA 55 at [36], [52]-[54], [69] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1990) 171 CLR 538 at 558, 565-566, 571 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(44) Nygh が引用している箇所は以下のとおりである。Voth v Manildra Flour Mills Pty Ltd [1990] HCA 55 at [50]-[51] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1990) 171 CLR 538 at 564 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(45) Nygh が引用するのは、Oceanic Sun Line Special Shipping Company Inc v Fay [1988] HCA 32 at [5] per Deane; (1988) 165 CLR 197 at 245 per Deane である。

(46) Nygh はこれを Spiliada Maritime Corp v Cansulex Ltd [1987] AC 460 at 478 per Lord Goff of Chieveley から引用している。

(47) Nygh はこれを Spiliada Maritime Corp v Cansulex Ltd [1987] AC 460 at 482-482 per Lord Goff of Chieveley から引用している。

(4) Voth 基準の位置づけ

まず、Voth 基準は、上述の Nygh のまとめの①にあるように、stay の申立てに際しての判断のみならず、法廷地外にいる被告への訴状の送達の可否の判断に際しても適用される。両者に同じ基準を用いることは Spiiada 判決で初めて明確にされた点であり⁽⁴⁹⁾、Voth 判決もこれを踏襲して⁽⁵⁰⁾いることは注目されるポイントといえよう。

次に、Voth 判決の主眼は、何と云っても「明らかに不適切な法廷地」の基準の採用を再確認した点にあるが、多数意見が「より適切な法廷地」の基準ではなく、「明らかに不適切な法廷地」の基準を採用したのは、上述の採用理由①にあるように、この基準を用いることで、フォーラム・ノン・コンビニエンスの決定にかかる時間の消費を回避できると考えたからと解されている⁽⁵¹⁾。しかし Voth 基準は、学説からは必ずしも好意的には受け取られなかった。例えば Nygh はその第7版において、(1)stay の基準を厳しくした Voth 基準は、他のコモンウェルス諸国との間の調和を乱したこと、(2)原告のフォーラム・ショッピングを助長すること、(3)原告が自ら選択した管轄権の行使を主張する権利を認めつつ、他方で「それにはほとんど重きを置かない」と述べて矛盾をはらんでいること、(4)Voth 事件の事案へのあてはめにおいても、Voth 事件の原告が訴訟費用の回収や利息の算定などオーストラリアでの裁判の実質的な利点を指摘したにもかかわらず、多数意見は stay を認めたこと、を挙げて Voth 基準の適正さを

(48) Nygh が引用するのは、Voth v Manildra Flour Mills Pty Ltd [1990] HCA 55 at [54] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1990) 171 CLR 538 at 566 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ. である。

(49) Spiliada Maritime Corp v Cansulex Ltd [1987] AC 460, 474. 岡野・前掲注15, 55頁。

(50) R. A. Brand, S. R. Jablonski, supra note 16, 94.

(51) Ibid, 91.

批判し、オーストラリア最高裁判所が Spiliada 基準を拒否したことは誤りであったと指摘する。⁽⁵²⁾

また、イングランドにおいても、Voth 判決の基準は、イングランドのフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の観点からすると、オーストラリアに偏向した基準であるとの批判もなされている。⁽⁵³⁾

しかしながら、このような批判を受けつつも、Voth 基準はこの後、上述したように裁判所の裁量権行使における各カテゴリーのリーディングケースにおいて、引用、参照されていく。さらに Voth 判決から20年後、同判決時とは全く異なる構成メンバーからなるオーストラリア最高裁判所は、stay の基準が争点となった Puttick v Tenon Ltd 判決⁽⁵⁴⁾において Voth 基準見直しの機会を与えられるが、全員一致で Voth 基準を再確認する。すなわち、多数意見となる French 首席裁判官、及び Gummow, Hayne, Kiefel 裁判官は、「明らかに不適切な法廷地」の基準の内容または適用に関して、「『緊張や混乱の余地』は生じない」と述べて上告人の主張を退けた。少数意見を示した Heydon, Crennan 裁判官も、準拠法が事案における stay の判断にどのように関わるかについて多数意見と異なる見解を示したが、Voth 基準については「その正当性についての議論が十分に展開される時が来るまでは、もしもそれが来るとしてであるが、Voth 基準には単純に従うべきである」と述べ、Voth 基準には反対しなかった。

(52) P. E. Nygh, M. Davies, *CONFLICT OF LAWS IN AUSTRALIA 7th ed.* (2002) 129-130.

(53) David Hodson, 'David Hodson on International Family law: An Australian example of the anti-suit injunction',
(<http://www.familylaw.co.uk/articles/DavidHodson17022011>)

(54) Puttick v Tenon Ltd, [2008] HCA 54; (2008) ALR 450. なお同判決については、オーストラリア国際私法判例研究会「オーストラリア国際私法判例研究(1)」比較法学44巻3号(2011)120頁以下に全訳がある。

かくしてオーストラリア裁判所は、コモンウェルス諸国の中でもフォーラム・ノン・コンビニエンスの申立てが最も認められにくい法理を採用し続けることとなる。⁽⁵⁵⁾

2. 外国訴訟差止命令

(1) 歴史的経緯

差止命令は、イングランドの衡平法の実務に歴史的な起源を持つと説明される。⁽⁵⁶⁾ すなわち、最高法院法 (Juicature Act) 制定以前の、コモン・ロー上の手続に対する救済方法として、衡平法裁判所が当事者に対し、コモン・ロー裁判所での訴訟を開始あるいは継続することを、それが道義 (conscience) に反する場合には差止命令を発したものである。⁽⁵⁷⁾ もっとも、国境を超えた訴訟における潜在的に強力な武器としての差止命令の利用が顕著になったのは、イングランド裁判所においてもわずかこの20年のことであるとされる。⁽⁵⁸⁾

外国訴訟を差し止めるための差止命令を、衡平法上の歴史的な起源を有する従来の差止命令とは識別し、外国訴訟差止命令を認めるにあたっての基本的な原則を新たに提示した判決として重要視されるのは、イングランドの1987年の *Société Nationale Industrielle Aerospatiale* 判決 (以後 *SNIAS* 判決)⁽⁵⁹⁾ である。この判決は、枢密院 (Privy Council) がブルネイからの上訴に基づいて下した判決であり、正式には先例としての効力はないが、Goff 卿が stay の裁量権行使とは区別して、より厳しい基準を、外国訴訟

(55) R. A. Brand, S. R. Jablonski, supra note 16, 100.

(56) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 188.

(57) Ibid. しかしながら、最高法院法制定により、コモン・ロー裁判所と衡平法裁判所とが融合したためにその意義を失ったと説明される。

(58) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 188-189.

(59) *Société Nationale Industrielle Aerospatiale v Lee Kui Jak* [1987] AC 871.

差止命令を認めるための基準として提示し、後の判例に大きな影響力を与えた。

Goff 卿が「基本的な原則」として提示したのは、以下の点である。⁽⁶⁰⁾ すなわち、(1)外国訴訟を差し止める命令は、当該外国訴訟の当事者に向けてなされるのであって、外国裁判所に向けてなされるのではないこと、(2)裁判所が管轄権を有する当事者に対してのみ、差止命令は発せられること、⁽⁶¹⁾ (3)しかし、この管轄権が対人的な作用を生じるにもかかわらず、その行使には外国裁判所に対する介入を黙示的に含んでいるため、管轄権行使に際しては注意が要求されること、(4)すなわち、外国裁判所での訴訟が権利濫用のまたは圧迫的であること (vexatious or oppressive) を要すること、(5)裁判所の管轄権は正義の利益がそれを命じた場合には行使されること、である。これらの原則は、その後イングランドの貴族院によって確認されるにいたる。すなわち、①Airbus 判決 (1998年)⁽⁶²⁾、②Turner v Grovit 判決における貴族院からヨーロッパ司法裁判所 (ECJ) への付託に際しての意見書 (2001年)⁽⁶³⁾、③Donohue v Armco 判決 (2001年)⁽⁶⁴⁾ がそれぞれである。⁽⁶⁵⁾

(60) Ibid at 893, 896. 同判決については、岡野・前掲注15, 56-59頁参照。

(61) つまり、外国訴訟差止命令を求めること自体が管轄原因を創設するものではなく、裁判所が本来管轄権を有する当事者に対してのみ、裁判所は外国訴訟差止命令を発することができるという趣旨である。したがって、外国に在住する当事者に対して差止命令を要求したい場合には、当該当事者に対する管轄権がいかに認められるかがまず問題となる。Cheshire, North & Fawcett, *Private International Law 14th ed.* (Oxford University Press 2008), 456.

(62) Airbus Industrie GIE v Patel [1998] UKHL 12; [1999] 1 AC 119; [1998] 2 All ER 257. SNIAS 判決と同じく Lord Goff が法廷意見を書いている。

(63) Turner v Grovit [2001] UKHL 65. この事案は当時のブラッセル条約の下で締約国 (スペイン) との間で訴訟競合になっている場合に、イングランド裁判所が締約国たるスペインの裁判所に係属している訴訟を差し止めることができるかが問題となった事案であるが、貴族院は、この問題を

他のコモンウェルス諸国においても、外国訴訟差止命令という形の救済方法は、基本的に異論なく受け入れられた。カナダにおいては Amchen Products Inc 連邦最高裁判決（1993年⁽⁶⁶⁾）が、そしてオーストラリアにおいては以下に述べる CSR 最高裁判決（1997年）が、その例として挙げる⁽⁶⁷⁾ことができる。

(2) CSR 判決（1997年⁽⁶⁸⁾）

CSR 判決は、オーストラリア最高裁判所がはじめて外国訴訟差止命令の可否について判断した重要な判決である。結論として最高裁判所は外国訴訟差止を認めなかったが、その判旨の中で、外国訴訟差止命令の判断基準を、Voth 判決で示されたフォーラム・ノン・コンビニエンス法理との関係をも含めて詳しく論じており、その先例としての重要性は高い。

<事実の概要>

本件の当事者の CSR Ltd（以後 CSR）は、オーストラリアで設立され、オーストラリアおよび他国でアスベストの採掘、加工、販売に関わる事業を営んでいる会社である。また、CSR の子会社 CSR America は、アメリカで設立され同国で事業を営んでいた。相手方である Cigna Insurance

ECJ に付託するに際して、本事案が外国訴訟を差し止める場合の原則にあてはまるとして、SNIAS 判決の原則を引用している。Ibid, at [23]-[24].

(64) Donohue v Armco [2001] UKHL 64; [2002] 1 Lloyd's Rep 425; [2002] 1 All ER 749.

(65) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 190.

(66) Amchen Products Inc v Workers Compensation Board [1993] 1 SCR 897

(67) これらの歴史的経緯については、M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 190 にも説明がある。

(68) CSR Ltd v Cigna Insurance Australia Ltd [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345.

Australia Ltd (Cigna) は、オーストラリアで設立された保険会社で、CSR の幹事保険者 (lead insurer) の1つであった。本件は、この両当事者によって、オーストラリアのニュー・サウス・ウェルズ州 (以後 NSW 州) 裁判所と、アメリカ合衆国ニュー・ジャージー州 (以後 NJ 州) の連邦地方裁判所 (District Court) において訴訟が提起され、外国訴訟差止および stay が問題となった事案である。

CSR は1948年から1966年まで、自らのオーストラリアの子会社がオーストラリアで採掘、加工したアスベストを、アメリカ合衆国の複数の会社に販売してきた。販売先には NJ 州のアスベスト製品製造会社も含まれていた。その後、アメリカ合衆国において、アスベスト繊維の吸引により被害を受けたとして、CSR および CSR America に対し、被害者から4000件を超える損害賠償請求がなされた。そのうち約2000件が決着し、CSR の主張では、被害者に2000万ドル以上の支払いがなされた。被害者からの請求はオーストラリアでもなされており、件数はアメリカよりは少ないものの、オーストラリアでの損害賠償金の支払い総額は、すでにアメリカで決着している額を大幅に超える額となっている。

1991年、CSR は Cigna および他の保険者に書面を送り、アメリカおよびオーストラリアでのアスベスト関連の被害者からの損害賠償請求について、Cigna および他の保険者が、保険契約に基づき、CSR に対して保険金を支払うよう請求した (1991年請求)。Cigna 側は保険金支払義務を否定した。その後、CSR と Cigna 側との間で交渉がなされたが、1992年2月、Cigna 側は CSR に対し、保険金の支払いを改めて拒否し、CSR が1991年請求を撤回しない限り保険契約の更新を拒否すると書面で通告した。そこで CSR は同年3月および4月に、当該請求を撤回する旨の書面 (1992年書面) を Cigna 側に送り、保険契約は更新された。

1995年6月、CSR および CSR America は NJ 州の連邦地方裁判所に訴
20(1219) 法と政治 64巻3号 (2013年11月)

えを提起した。この訴訟での主たる争点は、保険契約に基づく Cigna 側から CSR への保険金支払義務の有無であり、CSR と CSR America は、アメリカでのアスベスト関連の被害者からの請求について、Cigna および他の保険者、さらに Cigna の親会社である Cigna Corporation から保険金の支払いを受ける資格があることの確認を求めた。

第2の争点は、Cigna 側の契約外債務についてである（なお、この争点については CSR America は関わっていない）。Cigna は、CSR が1991年請求を撤回すると告げた1992年書面を、CSR への保険金支払責任を否定する根拠であると主張したのに対し、CSR は、Cigna から保険契約を更新しないと脅されたため、保険金請求の撤回を強要されたと主張した。そして CSR は、Cigna Corporation を相手どり、当該書面が Cigna への保険金請求を排除するのであれば、Cigna Corporation は CSR の契約関係への不法行為的干渉、CSR の予想される経済的利益への不法行為的干渉、および不実表示に基づき、損害賠償金支払い責任があると主張した。CSR はさらに、Cigna Corporation の行為に対し、合衆国シャーマン法及び NJ 州の同種の制定法（反トラスト法）違反を理由に、3倍賠償を含む損害賠償を請求した。

CSR 側のアメリカ合衆国での訴訟に対し、Cigna と他の保険者および Cigna Corporation は、直ちにオーストラリアの NSW 州において訴訟を提起し、①CSR と CSR America の NJ 州での訴訟の終局的差止（permanent anti-suit injunction）、②アスベスト関連の損害賠償に関する1991年請求につき CSR および CSR America に対する保険金支払義務がないことの確認、③ CSR に対し1991年請求の撤回を強要する共同謀議や違法な行為をしていないことの確認、を求めた。1995年7月、CSR および CSR America はフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づき、これらの NSW 州の訴訟の stay または延期を求めた。これに対し、Cigna 側は CSR 側のアメリカ訴訟

訟の暫定的差止命令 (interlocutory anti-suit injunction) を求めた。

第一審裁判所において、アメリカ訴訟の暫定的差止と、オーストラリア訴訟の stay の申立ては別個に審理された。Rolfe 裁判官は1995年8月、まず Cigna からのアメリカ訴訟差止の申立てを認め、ついで1996年2月、CSR 側からのオーストラリア訴訟の stay の申立てを拒否した。CSR 側は、その両方の決定に対し控訴したが、控訴審は特に詳しい理由を付することなく控訴の申立てを拒否したため、CSR 側が上告した。

<判決>

最高裁判決は、Dawson, Toohey, Gaudron, McHugh, Gummow, Kirby の6人の裁判官の多数意見により、第一審および控訴審の判決を覆して、NSW 訴訟の stay を認め、アメリカ NJ 州の訴訟の差止命令を取り消した。Brennan 首席裁判官は、多数意見の結論に反対する単独意見を書いている。

<Dawson, Toohey, Gaudron, McHugh, Gummow, Kirby 裁判官による多数意見>

[a]外国差止の権限の根拠その1：本来の管轄権

多数意見は、外国訴訟差止の権限には2つあるとして、まずそのうちの「本来の管轄権」について述べる。多数意見は、stay と差止命令の関係について、連合王国枢密院の SNIAS 判決において、両者は同じ原則によっては規律されないと指摘されたとはいえ、差止命令を付与する権限は、裁判所が自らの訴訟を stay する権限の一側面であると論じ、差止命令を付与する権限は、裁判所がまず自らの訴訟が stay されるべきかを考慮することなく行使されるべきではないと述べる。

そしてオーストラリアでは stay の基準は Voth 判決で示されており、同判決が提示する「圧迫的」「濫用的」「裁判手続の濫用」の文言から明ら
22(1217) 法と政治 64巻3号 (2013年11月)

かになるのは、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく訴訟 stay の権限は、全ての裁判所が、自らの訴訟手続が不正義をもたらすために用いられることを防止するために持たなければならない、固有のあるいは黙示の権限の一側面であるということである、と述べる。⁽⁶⁹⁾

多数意見は続けて、以上のような「自らの訴訟手続の不正義を防止する権限」に対応する権限は、「一旦開始した訴訟手続の完全性 (integrity) を保護する権限」であり、外国訴訟差止命令付与が認められるのは、その権限によってであると述べる。これが外国訴訟差止の「本来の管轄権」である。この本来の管轄権に基づき、裁判所は、外国訴訟が内国裁判所 (local court) に係属している訴訟を妨害したり、妨害する傾向がある場合には、当該外国訴訟を差し止める。⁽⁷⁰⁾

多数意見は、SNIAS 判決での Goff 卿の言葉⁽⁷¹⁾を引用して、不動産の管理や破産や清算の申立てが国内でなされている場合に、当事者が外国に所在する資産からひとり利益を得ようとする意図でなされた外国訴訟を差し止める場合を例に挙げる。他方で、本来の管轄権は、この例に限定されず、裁判所自らの訴訟や手続の保護の必要があり、司法の運営上それが要求される場合には、外国訴訟差止は認められる、とも述べる。⁽⁷²⁾

[b]外国訴訟差止の権限の根拠その2：衡平法上の管轄権

多数意見は外国訴訟差止の第2の根拠に、上述の「本来の管轄権」とはまた別のものとして、当事者の非良心的な行為や法的権利の非良心的な行

(69) Ibid, at 389-391. この判決は [1997] HCA 33 には段落番号が付けられていないので、CLR の該当頁数のみを挙げる。

(70) Ibid, at 391-392.

(71) Société Nationale Industrielle Aerospatiale v Lee Kui Jak [1987] AC 871, at 892.

(72) [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345, at 391-392.

使を差し止めるための、裁判所の「衡平法上の管轄権」を挙げる。そして、外国での訴訟が衡平法の原則に従えば「濫用的」または「圧迫的」である場合には、裁判所は差止を認めると述べる。⁽⁷³⁾ ちなみに、Cigna が本事案においてアメリカ訴訟差止を求めたのは、こちらの根拠に基づくものである。Cigna は、CSR がアメリカ訴訟を提起したことは非良心的であるとし、その理由として①CSR が提訴しないとの合意を破ったこと、②CSR の求めている救済はオーストラリアでも得られるものであり、アメリカ訴訟は濫用的かつ圧迫的であること、を挙げていた。

[c]外国訴訟差止のための2段階の基準：stay と外国訴訟差止の関係

多数意見は、本事案で問題となっている衡平法上の管轄権に基づく外国訴訟の差止とは、結局、その事案がどの地に提訴されるべきかを裁判所が最終的に判断することである、と述べる。したがって、外国訴訟差止の申立てを受けた裁判所にとって中心となる問題は、その事案を審理すべきなのは、差止の申立てを受けた当の裁判所なのか、差止請求の対象となっている他国の裁判所なのか、という問題であると論ずる。⁽⁷⁴⁾ そこで多数意見は、裁判所が外国訴訟差止を認めるための2段階の基準を提示する。⁽⁷⁵⁾ 第1段階の基準は、「オーストラリア裁判所がその事案の審理をするのに適切な法廷地であること」であり、これを Voth 判決で示されたフォーラム・ノン・コンビニエンスの基準に則していえば、「裁判所が明らかに不適切な法廷地ではないこと」⁽⁷⁶⁾ であるとする。第1段階で、オーストラリア裁判所が

(73) Ibid, at 393-394.

(74) Ibid, at 397.

(75) Elizabeth Vuong, 'Anti-Suit Injunctions—A Deveopiment of Principles in CSR Limited v Cigna Insurance Australia Limited & Ors' [1998] Syd Law Rw 8; (1998) 20 (1) Sydney Law Revies 169, 171.

(76) [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345 at 397.

「明らかに不適切な法廷地である」と判断されれば、オーストラリア裁判所がこの件に関与するのはこの時点で終了し、外国訴訟差止の可否の判断にはもはや入らない⁽⁷⁷⁾。他方で、第1段階でオーストラリア裁判所が「明らかに不適切な法廷地ではない」と判断されれば、第2段階の基準の判断に移る。この段階においては、外国訴訟が非良心的な行為又は法的権利の非良心的な行使を伴うものであるかを問われる⁽⁷⁸⁾。

多数意見は、かくして、外国訴訟差止の申立てを審理するにあたっては、まず、本事案の場合 NSW が適切な法廷地であるか否かを判断すべきであり、この点において下級審は誤っていたと指摘する⁽⁷⁹⁾。

[d] 事案へのあてはめ：第1段階の基準

多数意見は、上述の見解に基づき、NSW 訴訟が stay されるべきか否かを、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理をもとに判断する。この判断は、CSR からの stay の申立てそのものについての判断であるとともに、Cigna 側からのアメリカ訴訟差止申立てについての第1段階の基準の判断でもある⁽⁸⁰⁾。多数意見はまず、前年の1996年に出されたオーストラリア最高裁判所の Henry 判決に言及し、外国で同じ訴訟が係属している場合には、stay の判断に当たって、当該外国訴訟の存在を考慮すべきであると述べる⁽⁸¹⁾。そして NSW 州の訴訟は、NSW 州での訴訟に関わる争点のみを⁽⁸²⁾

(77) Ibid.

(78) Ibid, at 397-398.

(79) Ibid, at 399.

(80) Ibid.

(81) Henry v Henry [1996] HCA 51; (1996) 185 CLR 571. 後述III.1.参照。

(82) [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345 at 399. Henry v Henry [1996] HCA 51 at [35] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1996) 185 CLR 571 at 591 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ. の箇所を引

見た場合には「明らかに不適切な法廷地」とは言えないとの判断に傾く、としながらも、アメリカの訴訟ではシャーマン法違反など、NSW 州では追及できない Cigna の責任に対する請求が含まれている点を指摘する。そこで多数意見は、同じ事実の土台から訴訟が生じたにもかかわらず、外国訴訟と国内訴訟において異なる争点が関わっている場合には、オーストラリア裁判所が「明らかに不適切な法廷地」であるか否かの判断は、オーストラリア裁判所での訴訟の争点に関してのみ判断するのではなく、紛争全体を考慮して、オーストラリアでの訴訟が Voth 判決でいうところの「濫用的」あるいは「圧迫的」であるか否かを、すなわち「重大で不当な問題や厄介ごとを生じさせる」あるいは「重大にそして不公正に負担となり、損害を与え不利となる」か否かを判断しなければならない、と論じ⁽⁸³⁾た。そして、この点において第一審も控訴審も誤りを犯していたと指摘しながらも、本事案のような状況におけるフォーラム・ノン・コンビニエンスの判断はこれまでなされてこなかったことから、本件において NSW 訴訟を stay すべきかどうかの判断も、原審に差し戻すことなく、最高裁判所で行うと述べる。⁽⁸⁴⁾

そして多数意見は NSW 訴訟が「圧迫的」か否かの判断に入り、Cigna 側が NSW で提訴した目的は、CSR がアメリカ法の下での救済を得るために適法に提起したアメリカでの訴訟を妨げることにあること、NSW での訴訟では、CSR がアメリカ訴訟で求める請求の全てが得られるわけではないこと、を指摘する。その上で、そのような目的で Cigna 側によって

用している。

(83) [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345, at 400-401. これは Voth 判決の多数意見が採用した Oceanic Sun 判決における Deane 裁判官の提示した基準である。Oceanic Sun Line Special Shipping Company Inc v Fay [1988] HCA 32 at [6] per Deane; (1988) 165 CLR 197 at 247 per Deane.

(84) [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345 at 401.

なされた NSW 訴訟は、Voth 基準の意味において「圧迫的」であり stay されるべきであるとの判断を示す。⁽⁸⁵⁾

以上により、第1段階の基準において NSW が「明らかに不適切な法廷地」であると判断されたため、結論として多数意見は、アメリカ訴訟の結果が出るまでの間 NSW 訴訟の stay を認め、さらに下級審が認めたアメリカ訴訟の差止命令を取り消した。⁽⁸⁶⁾

<Brennan 首席裁判官の単独意見>

Brennan 首席裁判官は、多数意見と自分の意見が異なる結論に至った主な点は、NSW 訴訟とアメリカ訴訟における争点の分析が異なることにあると述べた上で、自らの見解を示す。⁽⁸⁷⁾

Brennan 首席裁判官は、多数意見と同様に NSW 州訴訟を stay すべきかの判断から入る。まず主たる争点、つまり Cigna 側の CSR に対する保険契約に基づく保険金支払義務の有無について、Brennan 首席裁判官は、CSR も Cigna も NSW に所在する会社であり NSW 州の管轄権に服する (amenable) こと、保険契約締結がオーストラリアでなされたこと、CSR が Cigna に対する訴訟を提起しないとの契約 (1992年書面) も NSW でなされたことなど、下級審の認定した諸事実を挙げた上で、主たる争点に関しては、NSW は「明らかに不適切な法廷地」ではなく、むしろ「ナチュラル・フォーラム」であると述べる。⁽⁸⁸⁾次に第2の争点である Cigna 側の契約外債務について、Brennan 首席裁判官は、この問題は第1の主たる争点に関する Cigna 側の責任を決定した後でなければ判断できない問題で

(85) Ibid, at 401-402.

(86) Ibid, at 402.

(87) Ibid, at 357.

(88) Ibid, at 357-362, 378.

あると指摘する。⁽⁸⁹⁾

これらの前提のもとに Brennan 首席裁判官は、アメリカ訴訟の差止の可否の判断に入る。Brennan 首席裁判官は、主たる争点については、CSR から Cigna 側へ送った1992年書面の効力の判断が重要となり、この点を含めた保険契約に基づく Cigna 側の保険金支払義務の有無の判断が、ナチュラル・フォーラムである NSW でなされるまでは、CSR がアメリカで Cigna 側に対し、保険契約に基づく保険金請求訴訟を提起するのは、濫用的かつ圧迫的であると指摘する。そして、これらの判断が下されるまでアメリカ訴訟を差止めるべきであると述べる。⁽⁹⁰⁾次に、Cigna 側の契約外債務についての請求がアメリカ訴訟でなされている点に関しては、Brennan 首席裁判官は、CSR の主張する Cigna 側の行為はオーストラリアでなされており、アメリカでなされたとは主張されていないことを指摘する。⁽⁹¹⁾そして特に CSR がアメリカのシャーマン法等の適用を意図してアメリカ訴訟を提起したことについて Brennan 首席裁判官は、Cigna 側の行為は、これらの行為がなされた地であるオーストラリアにおける同種の法、すなわち Trade Practices Act により判断されるべきであり、行為地ではない外国法により当該行為を判断させるのは、当事者にとって不当であり圧迫的であると論じる。⁽⁹²⁾

以上により Brennan 首席裁判官は、CSR および CSR America によるアメリカ訴訟の差止を命ずるべきであるとの結論を示した。⁽⁹³⁾

(89) Ibid, at 370, 378-379.

(90) Ibid, at 374-375, 378, 380.

(91) Ibid, at 375.

(92) Ibid, at 376.

(93) Ibid, at 381. なお Brennan 首席裁判官は、自らの意見が多数意見であれば、Rolfe 裁判官が付与した差止命令に何らかの条件を付するべきか否かについての見解も必要となるが、少数意見のため、それは述べないとし

(3) CSR 判決の示す差止命令発動の基準

CSR 判決において、衡平法上の管轄権に基づく外国訴訟差止命令の可否の判断に際し、多数意見が2段階の基準を設定したのは、連合王国枢密院の SNIAS 判決⁽⁹⁴⁾と同じ構成をとったと考えられる。同判決において Goff 卿は、①イングランドがナチュラル・フォーラムであること、②差止を求める側は、外国訴訟が濫用的、圧迫的であることを証明する必要があること、との基準を課していた⁽⁹⁵⁾。SNIAS 判決と同様に、本判決の多数意見も、外国訴訟差止命令には、stay 以上に厳しい基準を課そうとする姿勢を示したものと考えられる。

ただし、SNIAS 判決では第1段階の基準は上述のように「ナチュラル・フォーラムであること」と設定されていた。これはその直前に出された連合王国貴族院の Spiliada 判決のフォーラム・ノン・コンビニエンスの基準、すなわち「他により適切な法廷地がある場合には stay を認める」との基準に対応させたものである。これに対し、本判決の多数意見の設定した第1段階の基準は、オーストラリアのフォーラム・ノン・コンビニエンス法理に基づいており、オーストラリアが「明らかに不適切な法廷地でないこと」を基準とするため、SNIAS の基準よりは比較的クリアしやすいと考えられる。すなわち、当該外国裁判所が「より適切な法廷地」であるにもかかわらず、オーストラリアは「明らかに不適切な法廷地」ではないという状況はあり得るわけ⁽⁹⁶⁾で、その場合にも外国訴訟差止のための第1の基

ている。Ibid.

(94) *Société Nationale Industrielle Aerospatiale v Lee Kui Jak* [1987] AC 871.

(95) Ibid, at 896. なおこの点については岡野・前掲注15, 58頁参照。

(96) このような状況が生じうることは、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理としての Voth 基準そのものに対する批判として指摘されてきた点ではある。上述 II. 1. (4)における Nygh の批判(前掲注52) および David Hodson, *supra* note 53. など。

準はクリアーされてしまう。外国訴訟差止は、ドラスティックな性質を有するものであり、その裁量権行使には慎重さが望まれることから、外国訴訟差止の場合の第1段階の基準には、SNIAS 判決と同じく「ナチュラル・フォーラム」の基準を設定すべきではなかったかという批判もある⁽⁹⁷⁾。

次に、アメリカ訴訟とオーストラリア訴訟とでの争点が異なる本事案において、多数意見が、オーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」か否かは、オーストラリア訴訟のみを見るのではなく紛争全体を見て判断すると述べた点も、本判決のポイントの一つとなる。この判断方法によって多数意見は、CSR がオーストラリア訴訟では得られないシャーマン法適用による3倍賠償の請求をアメリカ訴訟で行っていることを重視した。しかしながらこれに対しては、本来フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に基づく判断は、紛争と法廷地たるオーストラリアとの関わりによって判断すべきであるにもかかわらず、これを怠った多数意見の判断方法は、もはや Voth 基準の「修正」とはいえず、Voth 基準を根本的に変更したものだとの批判がなされている。そして、SNIAS 判決において Goff 卿が、「外国裁判所で当事者が得られる利点」の問題をナチュラル・フォーラムの判断に入れた控訴院裁判官の誤りを指摘していることに言及し、この点はむしろ第2段階の基準で考慮の対象とすべきものであり、多数意見は SNIAS 事件の控訴院判決と同じ過ちを犯している⁽⁹⁹⁾と批判されている。

なお Nygh は、本判決がアメリカのシャーマン法適用を当事者が望んでいることを理由に、アメリカでの裁判を優先させた点につき、本判決時は、オーストラリアにおいて未だ不法行為にダブル・アクションアビリティ・ルー

(97) Elizabeth Vuong, *supra* note 75, 175-176.

(98) *Société Nationale Industrielle Aerospatiale v Lee Kui Jak* [1987] AC 871 at 899.

(99) Elizabeth Vuong, *supra* note 75, 176.

ルが適用されており、「外国の」訴訟原因がオーストラリアにおいても訴訟可能であることが要求されていたことを指摘する。そして、CSR 判決の5年後に下された Zhang ⁽¹⁰⁰⁾ 判決によってダブル・アクショナビリティ・ルールが否定され、不法行為地法主義が採用された後は、この種の問題は単に準拠法の問題にすぎなくなるため、CSR 判決のような譲歩は不要となり、外国法廷地がオーストラリアで提訴できないような救済を提供するという事案の数は減少するだろうと述べている⁽¹⁰¹⁾。

CSR 判決の多数意見は、第1段階の判断基準においてオーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」とであると判断し、第2段階の基準の判断に入らなかった。そのため、具体的に第2段階の基準ではどのような要素が「濫用的または圧迫的」の考慮の対象となるのか、ここでの判断と第1段階の基準、すなわち Voth 基準にいうところの「濫用的または圧迫的」の判断とに違いはあるのか、あるとすればどのように異なるのか等が判示されず、不明なまま残された。この点が、後述の Dobson 判決の判旨にも、若干の混乱を生じさせているように見受けられる。

II. 家族法関係事案におけるフォーラム・ノン・コンビニエンス

オーストラリアでは、1975年の連邦家族法 (Family Law Act 1975: 以後 Family Law Act と記する) の制定に際し、家族法関係事案について審理する特別裁判所として「家庭裁判所 (Family Court)」を新たに設立した。家庭裁判所は、「連邦裁判所 (Federal Court)」や、各州の最高裁判所、

(100) Renault v Zhang (2002) 210 CLR 491. この判決については、岡野祐子「オーストラリアにおける不法行為の準拠法——厳格な不法行為地法主義の下での反致の導入——」法と政治60巻2号(2009年)1頁, 34頁以下参照。

(101) M. Davies, A. S. Bell, P. L. G. Brereton, supra note 16, 199.

ノーザン・テリトリー（北部準州）および首都特別地域（ACT）の最高裁判所、と同じ地位にある。その後1999年に、家庭裁判所と連邦裁判所の扱う事案を軽減するために、「連邦下級審裁判所（Federal Magistrates Court）」が設立され、これにより同裁判所が、連邦の管轄に属する事件の一環として、家族法関係事案についても第一審裁判所としての管轄権を有することとなった。連邦下級審裁判所で扱われた家族法関連事案が上訴される場合は、家庭裁判所がこれを受ける。家庭裁判所からの上訴は、家庭裁判所の大法廷（The Full Court of the Family Court）において審理され、そこから更に、オーストラリア最高裁判所への上訴も認められている⁽¹⁰²⁾。次に取り上げる Henry 判決は、国際離婚訴訟における stay の可否が、家庭裁判所、家庭裁判所大法廷を経て、オーストラリア最高裁判所で判断された事案である。

(102) パトリック・パーキンソン「別居後のペアレンティング（parenting）—オーストラリアにおける紛争解決プロセス—」長田真里訳 立命館法学 2010年 2号（330号）110頁，119-121頁；北坂尚洋①「オーストラリア離婚裁判のわが国での承認」福岡大学法学論叢54巻 1号（2009年）1頁，2-3頁；北坂尚洋②「オーストラリア法における国際離婚事件の管轄権」福岡大学法学論叢52巻 4号（2008年）407頁，410頁。

もっとも家族法関係事案においても、例えばペアレンティング事項に関するケースのように、家庭裁判所が連邦下級審裁判所と同じ管轄権を有する場合もあり、家庭裁判所は、審理に4日以上かかることが予想されるなどのより複雑な事件を扱い、審理のプロセスも若干異なるとされている。しかしながら、このようなシステムは訴訟当事者に混乱を招くもとなるため、オーストラリア政府は、家族法事案に関する単一の裁判所の設立を検討中とのことである。パトリック・パーキンソン、同上121頁。なお、連邦下級審裁判所は、2013年4月より「オーストラリア連邦巡回裁判所（Federal Circuit Court of Australia）」と名称変更されている。

1. Henry 判決 (1996⁽¹⁰³⁾年)

オーストラリアにおける国際離婚の裁判管轄は、Family Law Act s39(3)に規定される。すなわち裁判所は、離婚訴訟の申立てが裁判所になされた時点において、夫婦の一方が、(a)オーストラリア人である場合、(b)オーストラリアにドミサイルを有する場合、(c)オーストラリアに常居所を有し、かつ申立ての直前の1年間オーストラリアに常居所を有していた場合、に管轄を有するとされる⁽¹⁰⁴⁾。他方で、s39(3)のいずれかの要件に該当する場合であっても、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理により、オーストラリア裁判所での訴訟が明らかに不適切であると判断されれば、オーストラリア裁判所は管轄権を行使せず、訴訟を stay する。オーストラリア最高裁判所が国際離婚において初めてこの訴訟の stay を認めたのが1996年の Henry 判決である。

(1) 事実の概要

本件はオーストラリア人夫とドイツ人妻との離婚事案である。2人は1977年にドイツで婚姻して10-11年間当地に居住し、いったんスイスに戻った後、モナコに移り住んだ。夫は1993年2月にモナコを離れたが、

(103) Henry v Henry [1996] HCA 51; (1996) 185 CLR 571. 本判決については、北坂・同上②, 419頁以下に詳しく考察がなされている。

(104) 39 Jurisdiction in matrimonial causes

(3) Proceedings for a divorce order may be instituted under this Act if, at the date on which the application for the order is filed in a court, either party to the marriage:

- (a) is an Australian citizen;
- (b) is domiciled in Australia; or
- (c) is ordinarily resident in Australia and has been so resident for 1 year immediately preceding that date.

なお北坂・前掲注102 ②, 410頁参照。

妻はその後もモナコに居住し続け、同年3月、モナコ裁判所に法定別居の訴えを提起した。その後、妻は同年8月に法定別居の訴えを取り下げて離婚訴訟を提起し、さらに財産分与と扶養に関する命令を求めた。夫はモナコ裁判所の管轄を争ったが認められなかった。

夫は同年10月にオーストラリアに到着した。夫はオーストラリアに到着する直前に、自分が同年3月にモナコから恒久的に退去した旨をモナコの関連当局に伝え、モナコの在留カード (Monegasque residence card) を返還していた。夫は同年11月にオーストラリア家庭裁判所に離婚訴訟を提起し、さらに妻への財産分与に関する命令も求めた。夫は管轄原因として Family Law Act s39(3)(b)、すなわち自らがオーストラリアのドミサイルを有していることを主張した。妻はオーストラリア裁判所の管轄を争い、夫がオーストラリアでのドミサイルを有してはいないこと、もしも有しているとしても、オーストラリア裁判所の離婚訴訟は、モナコ裁判所での訴訟を優先させて stay されるべきであると主張した。

オーストラリア裁判所が管轄を有するかについて、家庭裁判所の補助裁判官、家庭裁判所の Ross-Jones 裁判官、さらに家庭裁判所大法廷により審理がなされたが、これらの三度の審理のいずれにおいても妻側の主張は認められなかった。争点の一つである、夫のオーストラリアのドミサイルについて、家庭裁判所の補助裁判官は、夫がモナコの在留カードを返還しオーストラリアを恒久的に本拠地とする意図をもってオーストラリアに到着した1993年10月の時点で、夫のオーストラリアでのドミサイルは完全に回復したと判示し、家庭裁判所の Ross-Jones 裁判官、および家庭裁判所大法廷もこの判断を支持した。⁽¹⁰⁵⁾ 妻は最高裁判所に上告したが、夫のオーストラリアでのドミサイルについてはもはや争わなかったため、最高裁で

(105) 根拠条文は、選択的ドミサイルについて規定する Domicile Act 1982 (Cth) s10 となる。

の争点はおもっぱら、本件訴訟は stay されるべきか否かの点に絞られた。

(2) 判旨

最高裁判所は、オーストラリアの訴訟を stay すべきであるとの結論を示した。ただし、その結論に至る基準は裁判官によって分かれており、Brennan 首席裁判官の単独意見と、Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow 裁判官による多数意見とが示されている。

<Brennan 首席裁判官の単独意見>

[a]Voth 基準を国際離婚事案の stay に適用するか

Brennan 首席裁判官は最初に、Voth 判決^が Family Law Act の下での離婚訴訟の管轄の stay に適用されるかについて入念に検討する。Brennan 裁判官は、他のコモンウェルス諸国、例えばイングランドやカナダにおいては、財産関係事案と同様に離婚訴訟についても、訴訟を stay する裁量権が行使されていることにまず言及する。そしてイングランドでは、財産関係事案の stay の先例である1987年の Spiliada 判決⁽¹⁰⁶⁾の基準が離婚訴訟での stay においても踏襲される^{ことが}、1988年の de Dampierre v de Dampierre 判決⁽¹⁰⁷⁾において判示されたこと、しかしオーストラリア最高裁判所は財産関係事案の stay について、イングランドの Spiliada 基準を Voth 判決で否定し、「オーストラリア裁判所が明らかに不適切な法廷地である場合」に stay を認めるといふ、より厳しい基準を示したことを指摘する。その上で、オーストラリアでの離婚訴訟における管轄は、制定法により規定されており、この管轄を拒否する裁量権は、Voth 判決で示された厳格

(106) Spiliada Maritime Corp v Cansulex Ltd (1987) AC 460.

(107) de Dampierre v de Dampierre (1988) AC 92. この事案については、岡野・前掲注5、25頁以下参照。

な場合を除いて行使することは正当化されないと述べて、Voth 基準を国際離婚事案の stay にも適用すると結論する。⁽¹⁰⁸⁾

[b] Voth 基準を適用した際の要件

そして Brennan 首席裁判官は、Family Law Act s39(3) に基づき提訴された訴訟を、Voth 基準を適用して stay するためには、(1)オーストラリア家庭裁判所が当該婚姻の解消を判断するにあたって明らかに不適切な法廷地であること、(2)当該婚姻解消の訴訟につき管轄権を有しかつ管轄権を行使できる他の国の法廷地が存在すること、の2つの要件が満たされる必要があると述べる。⁽¹⁰⁹⁾

[c] 家庭裁判所大法廷の Gilmore 判決（1993年）について

次に Brennan 首席裁判官は、家庭裁判所大法廷が Voth 判決の「明らかに不適切な法廷地」の基準を適用した先例である1993年の Gilmore v Gilmore 判決⁽¹¹⁰⁾において Fogarty 裁判官が「オーストラリアの stay の基準の実質である」として挙げた5つの要素に言及し、これを一部否定する。⁽¹¹¹⁾ 5つの要素とは以下のとおりである。

(1) 裁判所の管轄権を適法に行使する当事者はその管轄の存在を主張する権利を持つと推定される

(2) 適法に開始された訴訟を stay する権限は、裁判所が「圧迫的 (oppressive)」あるいは「濫用的または訴権濫用的 (vexatious or an

(108) Henry v Henry [1996] HCA 51 at [2]-[7] per Brennan; (1996) 185 CLR 571 at 574-577 per Brennan.

(109) Ibid, at [11] per Brennan; at 578 per Brennan.

(110) Gilmore v Gilmore [1993] FamCA 3; (1993) 110 FLR 311.

(111) Henry v Henry [1996] HCA 51 at [12] per Brennan; (1996) 185 CLR 571 at 578-579 per Brennan.

abuse of process)」である訴訟を却下または stay する権限を与える一般的な原則に従って行使される。

(3)便宜のバランスにより他の管轄が優先されるとか、他の管轄がより適切な法廷地であるという事実は訴訟の stay を正当化しない。

(4)上述の原則を適用するに際して、Spiliada 判決で Lord Goff が示した「関連する要素」や「適法な個人的あるいは司法的利点」が貴重な示唆を与える。

(5)選択された法廷地が明らかに不適切であるか否かを判断する際に、法廷地の実質法が当事者の権利や義務を解決するためにどの程度まで適用されるかは考慮すべき点となる。法廷地の実質法が当事者の権利義務の決定に適用されることが顕著な程度に論証しうるのであれば、選択された法廷地が不適切であるとみられることはないであろう。⁽¹¹²⁾

Brennan 首席裁判官は、これらの5つの要素のうち、(5)の準拠法の要素については Gilmore 判決の文脈の中で理解されるべきものであり、同判決が引用していた Voth 判決の箇所では「法廷地の実質法は裁判所の裁量権行使に際しての極めて重要な要素ではあるが、裁判所は他のすべての要素を排除してまでその要素に焦点をおくべきではない」と述べられている、⁽¹¹³⁾と注意喚起する。⁽¹¹⁴⁾

次に(1)については、当事者が Family Law Act s39(3) に該当する場合には管轄権を行使する権利を有すると推定されることを、オーストラリア裁

(112) Gilmore v Gilmore [1993] FamCA 3 at [31] per Fogarty; (1993) 110 FLR 311 at 318 per Fogarty.

(113) Voth v Manildra Flour Mills Pty Ltd [1990] HCA 55 at [54] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1971) CLR 538 at 566 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(114) [1996] HCA 51 at [12] per Brennan; (1996) 185 CLR 571 at 579 per Brennan.

判所と外国裁判所のいずれが適切かを判断する際の重視される要素と考えるのは誤りであると批判する。⁽¹¹⁵⁾

[d] 外国裁判所が当該事案につき管轄を有すること

さらに、外国裁判所が当該事案につき管轄権を有するか否かについては、Family Law Act が s39(3) に該当する当事者はオーストラリアの裁判所で離婚判決を受けることができると規定しているのであるから、他国の法廷地の管轄を利用できない場合にオーストラリア裁判所で救済を受けることができないとするのは同法の立法意思に反する、と Brennan 首席裁判官は指摘する。したがって、stay を申し立てる当事者は外国裁判所で管轄があることを示す必要があると述べる。⁽¹¹⁶⁾

[e] オーストラリアが本事案には不適切な法廷地であると推定されること

以上の見解のもとに Brennan 首席裁判官は、本事案での stay の判断に入る。Brennan 裁判官は、当事者夫婦はオーストラリアで婚姻生活を送ったこともなく、オーストラリアに所在する夫婦の財産もないなど、オーストラリアと夫婦の婚姻との間には関連がないことを指摘し、そのような国の裁判所は婚姻解消の訴訟を開始するには不適切な法廷地であると推定されると述べる。⁽¹¹⁷⁾

[f] モナコでの離婚訴訟の状況は考慮しないこと

ただし、Brennan 首席裁判官は、モナコで開始されている離婚訴訟がどの段階に達しているかは考慮しないと述べ、外国訴訟とオーストラリア訴

(115) Ibid, at [13] per Brennan; at 579 per Brennan.

(116) Ibid, at [14] per Brennan; at 580 per Brennan.

(117) Ibid, at [15]-[16] per Brennan; at 580 per Brennan.

訟の開始した順番を考慮したり、訴訟が二重に係属していることを考慮することは、各法廷地での訴訟の利点を比較することになってしまうこと、Voth 判決の基準は、そのような法廷地の比較ではなく、オーストラリア裁判所で訴訟を続けることの利点や不利な点に焦点を当てることであると指摘する。⁽¹¹⁸⁾

[g]結論：オーストラリアは「明らかに不適切な法廷地」であること

結論として Brennan 首席裁判官は、本事案ではオーストラリアとモナコのどちらの訴訟が先に係属したかが問題なのではなく、端的にオーストラリアが当該婚姻と関連を有していないことからオーストラリア家庭裁判所は「明らかに不適切な法廷地である」と判断する。そして、モナコの裁判所が管轄権を有し、その管轄権を行使すると考えられ、モナコ裁判所で離婚判決を得られるであろうということから、オーストラリア家庭裁判所での離婚訴訟は stay されるべきであると判示する。⁽¹¹⁹⁾

<Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow 裁判官による多数意見>

[a]Voth 基準を適用するとの前提

多数意見は、Brennan 裁判官の単独意見とは異なり、Voth 判決で示された stay の基準を離婚訴訟の stay においても適用するとの前提で論旨を進める。⁽¹²⁰⁾

(118) Ibid, at [18] per Brennan; at 581 per Brennan.

(119) Ibid, at [19] per Brennan; at 581; per Brennan.

(120) Ibid, at [24]-[25] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; at 586-587 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow. 判旨はこのことを明言しているわけではないが、Voth 判決を前提として議論を進めている。

[b] 家庭裁判所大法廷の Gilmore 判決（1993年）について

そして多数意見は、Brennan 首席裁判官と同じく1993年の Gilmore v
Gilmore 判決⁽¹²¹⁾に言及し、本事案でも家庭裁判所の補助裁判官が同判決を引
用し、Ross-Jones 裁判官や大法廷もこれに影響を受けていると述べたう
えで、Fogarty 裁判官の挙げた5つの要素が誤って理解されかねない3つ
の重要なポイントを指摘する。まず第1点として、Fogarty 裁判官が「オー
ストラリアの stay の基準の実質である」としてこれらの5つの要素を挙
げたことについて、Voth 判決の基準の実質は、単純に「選択された法廷
地が明らかに不適切な法廷地であるか否か」であるということを改めて確
認する。第2点は、Gilmore 判決が⁽¹⁾に挙げた「管轄権を行使する当事者
はその管轄権の存在を主張する権利を持つと推定される」ことが不当に強
調されているということである。多数意見は、この推定された権利が stay
の判断にある役割を果たす場合もあるが、事案によっては、選ばれた法廷
地が明らかに不適切であることの証明責任は stay を求める当事者にある
ことを示すにすぎない場合もあると述べる。多数意見は第3点として、本
事案には直接は関係しないとしながらも、Gilmore 判決の(5)の準拠法の要
素は、Voth 判決では述べられておらず、Voth 判決はむしろ「法廷地の実
質法は裁判所の裁量権行使に際しての極めて重要な要素ではあるが、裁判
所は他のすべての要素を排除してまでその要素に焦点をおくべきではない」
と述べている⁽¹²²⁾ということ⁽¹²³⁾を、Brennan 首席裁判官と同様に指摘する。

(121) Gilmore v Gilmore [1993] FamCA 3; (1993) 110 FLR 311.

(122) Voth v Manildra Flour Mills Pty Ltd [1990] HCA 55 at [54] per Mason
CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1971) CLR 538 at 566 per Mason CJ,
Deane, Dawson and Gaudron JJ.

(123) [1996] HCA 51 at [27]-[30] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow;
(1996) 185 CLR 571 at 588-589 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

[c]外国ですでに訴訟が係属している場合

外国での訴訟係属の有無については、多数意見は、すでに他国で訴訟が係属している場合にこの国で同じ訴訟を開始することは、Voth 判決で用いられている厳密な意味において「濫用的」あるいは「圧迫的」になると推定されると述べる。そして、「濫用的」「圧迫的」であることが必ずしもオーストラリアの訴訟を stay すべきことにはならないとしながらも、同じ問題について複数の国で訴訟が重複するという状況は、オーストラリアの訴訟が圧迫的または濫用的であるかという問題にきわめて深くかかわるものであり、裁判所はそのような状況を回避するために、Voth 判決の認める範囲内でそれに対処する必要があると述べる。⁽¹²⁴⁾

[d]各訴訟は根底にある婚姻関係に関する紛争の一側面であること

次に多数意見は、本事案におけるモナコとオーストラリアの訴訟が同じ問題に関する訴訟であるかどうかについて言及する。多数意見は、夫婦が異なる国で別個の訴訟を開始し、それらの訴訟における手続、求める救済、適用される実質法が異なっているとしても、それらの訴訟は、通常同じ紛争に関連するものであり、夫婦間の訴訟の根底には夫婦の婚姻関係が存在すると述べる。そして夫婦財産に関する紛争や、扶養や子の監護に関する紛争は、いずれもその根底にある婚姻関係に関する紛争の単なる一側面でしかないと指摘する。したがって、本事案において、当初モナコで妻から提起された法定別居の訴えや、後になされた離婚訴訟も、オーストラリアで夫から提起された離婚訴訟も、さらには夫からの夫婦財産処分に関する訴訟も、同様に夫婦の婚姻関係に関する紛争の一部であると見るの

(124) Ibid, at [35]-[36] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; at 591 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow. なおこの箇所は、CSR 判決の多数意見が引用している箇所である。前掲注82参照。

が適切であるとの判断を示す。⁽¹²⁵⁾ ちなみにこの箇所は後述の Dobson 判決で夫側が引用している箇所でもある。⁽¹²⁶⁾

[e]stay を判断する際に考慮する点

そして多数意見は、夫婦の婚姻関係に関する訴訟の stay を判断する際に考慮する点として、次の諸点を述べる。すなわち、(i)両当事者の婚姻に関しそれぞれの国の裁判所が管轄権を有すること。(ii)外国の裁判所が管轄を有するか否かに疑問がある場合には、外国裁判所がその問題を決するまでオーストラリアの裁判を延期する必要があるかもしれないこと。(iii)もしも両方の裁判所が管轄を有する場合には、それぞれの国が相手国の判決を承認するか否かを考慮することが必要となること。(iv)外国の判決がオーストラリアで承認されないならば、オーストラリアの訴訟を継続すべきでないという考えは通常は放棄されること。(v)しかし外国での判決がオーストラリアで承認されるのであれば、その判決が他国で執行される必要があるか否か、もしも執行の必要があるなら、比較的容易に執行されるのは（外国とオーストラリアの）いずれの国の判決かを考慮する必要があること。そしてまた、(vi)両当事者の紛争に対して、いずれの法廷地がより効果的に解決を提供できるかを考慮することも必要となること。との諸点である。

多数意見はさらに考慮要素として、(vii)両国での訴訟が開始された順序や、各訴訟が達している段階、生じる費用、各管轄と両当事者および彼らの婚姻との関わり、各管轄で求められている救済にかかわる問題、及び(viii)両当事者の資金や言語を理解する能力を勘案して両当事者が平等な状況で各訴訟に参加できるか否か、という点を挙げる。そして、これらの諸点がすべ

(125) Ibid, at [37]-[38] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; at 591-592 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

(126) Dobson v Van Londen [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [36].

てではなく、事案の一般的な状況に基づき、オーストラリアが明らかに不適切な法廷地であるか否かを判断すると述べる。⁽¹²⁷⁾

[f] 本事案についての判断

以上を前提として、多数意見は本事案における stay の考慮に入る。多数意見は、モナコ裁判所で離婚訴訟の判決が下されれば当該判決はオーストラリアで承認されうること、モナコ裁判所が管轄権を有すると想定すれば、この状況において、モナコで離婚訴訟が行われていることは最も重要な考慮すべき事項であったことを指摘する。しかるに家庭裁判所の補助裁判官はモナコの管轄権の有無につき全く判断をしなかったこと、モナコで婚姻に関しての訴訟が係属している事実を重視しなかったこと、モナコが夫婦の最後に同居した地であった事実を重視しなかったこと、を多数意見はさらに指摘する。以上により多数意見は、家庭裁判所の補助裁判官はオーストラリアが明らかに不適切な法廷地であるか否かを決定するにあたっての誤りがあったと判示し、家庭裁判所大法廷もこのように判示すべきであったと述べる。⁽¹²⁸⁾

[g] 結論：

多数意見は結論として妻からの上告を認めた。そして家庭裁判所大法廷が妻からの反訴を却下し離婚を言い渡した判決を取消して、事案を差し戻した。⁽¹²⁹⁾

(127) [1996] HCA 51 at [39]-[40] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; (1996) 185 CLR 571 at 592-593 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

(128) Ibid, at [42] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; at 593 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

(129) Ibid, at [44] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; at 594 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

2. Henry 判決の示すフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の基準

Henry 事件の最高裁判決は、国際離婚の stay の判断においても、財産関係事件の判決である Voth 判決で示された「明らかに不適切な法廷地」の基準を適用する、という結論を示した。Brennan 首席裁判官の単独意見にも述べられているように、すでにイングランドにおいても、財産関係事案の stay の先例である1987年の Spiliada 判決の基準が離婚訴訟の stay においても踏襲されることが、1988年の de Dampierre v de Dampierre 判決において判示されているが、オーストラリアにおいても同様の動きが見られたことは、重要でありかつ興味深い。

他方で、Henry 判決におけるフォーラム・ノン・コンビニエンスの基準は、Voth 判決におけるよりも若干緩和されたものとなっているとの指摘もなされている。⁽¹³⁰⁾これはすなわち、Henry 判決の多数意見は（多数意見の[b]の箇所、そして Brennan 首席裁判官の[c]においても）、Gilmore 判決が(1)に挙げた「管轄権を行使する当事者はその管轄権の存在を主張する権利を持つと推定される」との文言が強調されるべきではないと述べており、その結果、stay が認められやすくなったとも解されるため、この点を指して「緩和された」との評価がなされたと考えられる。

Henry 判決以降、下級審においても同判決の基準により国際離婚訴訟の stay を認めるか否かの判断がなされている。⁽¹³¹⁾

IV. 家族法関係事案における外国訴訟差止命令

1. Dobson 判決 (2005年)⁽¹³²⁾

この事案は、オーストラリアとオランダの両方の裁判所に係属した離婚

(130) R. A. Brand, S. R. Jablonski, *supra* note 16, 95.

(131) その後の下級審の判例の動きについては、北坂・前掲注102②, 425-428頁。

訴訟に関し、夫からなされたオランダ訴訟差止の申立てが認められるかが争点となったものである。オーストラリア家庭裁判所からの控訴を受けた家庭裁判所大法廷が、国際離婚訴訟の事案において差止命令を認めた初めての判決であり、重要性は高い。本事案では、夫、妻双方から両国の裁判所に離婚に関する種々の申立てがなされ、さらにそれらの申立てに対する stay や差止の申立てもなされて若干複雑な状況を呈していたため、それらの種々の申立てを個々に判断するか、まとめて判断することも重要な論点となった。家庭裁判所大法廷は、その判旨において、裁判所の裁量権行使に関するこれまでのリーディングケースとなる先例を細かく引用しており、これら先例との関係も注目されるため、以下で少し詳しく考察したい。

(1) 事実の概要

①夫（1958年オーストラリアで出生）と妻（1962年オランダで出生）は、1987年にニューヨークで同居を開始した。二人は1988年4月にオーストラリアで婚姻後、同国に居住し、1990年から1999年の間に同国で4人の子が出生した。夫と妻は共にオーストラリアで仕事を持っていた。2002年7月、妻と4人の子は、夫の同意を得たうえでオランダに移りそこに居住した。妻と子は2003年に一旦オーストラリアに戻ったが、同年9月、恒久的にオランダに居住する意思のもとオランダに戻った。夫はオーストラリアで住み続け、働き続けている。

②2004年3月10日、夫はオーストラリアのシドニーの家庭裁判所（Family Court）に申立てを行い、(1)子の養育に関する終局的および暫定的な命令と(2)財産に関する終局的な命令を求めた。子の養育命令の効果は、

(132) Dobson v Van Londen [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169. この判決は Fam CA にも FLR にも段落番号が付されているので、判決の一部を引用する際には該当箇所の段落番号のみを記す。

子が妻と共に居住し夫は休日に面会交流するというものであった。

③同年4月、妻は夫に対し「予備的救済の申立て (Application for Preliminary Relief)」をオランダのアムステルダム地方裁判所に行い、(3)子の監護に関する命令と、(4の1)配偶者及び子の扶養に関する命令を求めた。同年5月、妻はアムステルダム地方裁判所に離婚訴訟を提起し、(5)離婚と、改めて(4の2)配偶者及び子の扶養と、(6)夫婦財産に関する宣言を求めた。

④同年5月11日⁽¹³³⁾、妻は夫がオーストラリア家庭裁判所で開始した訴訟に出廷した。さらに5月20日、妻は夫の申立てに対し、(1')夫からの養育命令を求める申立てが恒久的に stay されることを求め、その一方で妻は自ら、(7)財産の処分に関して夫が求めた命令とは異なる命令を求めた。

⑤同年6月21日、夫は家庭裁判所において更なる申立てをし、妻がアムステルダム地方裁判所に提起した申立てのうち、(6')夫婦財産処分申立ての差止と、(4')配偶者及び子の扶養に関する申立ての差止を求めた。しかし妻からの離婚訴訟および子の監護命令の申立てには差止を求めなかった。

⑥2004年9月20日ごろ、夫は(8)オーストラリアの子の支援部局 (Child Support Agency) に申立てをし、子の支援についての夫の責任を評価することを求めた。2004年10月26日、夫が子供の養育費として妻に毎月3221.75ドルを支払うよう評価が通知された。夫も妻もこの評価について特に異論を述べなかった。

⑦2004年9月24日、上述④の(1')の妻からの stay の申立てと、上述⑤の(4')および(6')の夫からの差止の申立てとが、Cohen 裁判官の元で審理された。

(133) 判決文では2005年5月11日となっているが、事実の前後関係からすると2004年5月11日の誤植ではないかと思われる。

(2) 家庭裁判所 Cohen 裁判官の判決

2004年12月10日、家庭裁判所において判決が下された。Cohen 裁判官は、妻からの(1')の stay の申立てを却下した。また、夫からのオランダ裁判差止の申立てについては、(4')については却下したが、(6')については認めた。判決結果をまとめると以下ようになる。

オーストラリア裁判所	オランダ裁判所
(1)夫からの子の養育命令の申立て (1')↑妻からの stay の申立て × (認めない)	(3)妻からの子の監護命令の申立て
(2)夫からの夫婦財産処分の申立て (7)妻からの夫婦財産処分の申立て	
(6')夫からの差止の申立て ○ (認める)	(6)妻からの夫婦財産処分の申立て (差止められる)
(4')夫からの差止の申立て × (認めない)	(4の1)(4の2)妻からの配偶者及び子の 扶養料請求 (継続する)
(8)夫からの子の支援の評価の申立て	(5)妻からの離婚訴訟

Cohen 裁判官の判決要旨は以下のとおりである。

Cohen 裁判官はまず、提示されている申立てが、それぞれの特定の訴訟原因に基づくもので別個に扱うことができるものか、あるいは訴訟原因が相互に関連または依存していて、それらの申立てを合わせて考慮すべきかを判断する。そして、適切なアプローチはそれぞれの訴訟原因に関連する個々の申立てを別個に扱うことであり、そうしなければ、多くの矛盾を招き、求められている個々の命令の結論に達するに当たって多くの混乱を生じるだろうと述べる。⁽¹³⁴⁾

この方針の下で Cohen 裁判官はまず、上述の妻からの(1')の stay の申

立てを審理し、子の養育に関する裁判については、オーストラリアの家庭裁判所は「明らかに不適切な法廷地」ではないとして、stay の申立てを却下する。⁽¹³⁵⁾

次に Cohen 裁判官は、夫からの(6)の差止め申立てを認め、その理由として、オランダでの夫婦財産処分の訴訟がオーストラリアの財産に関する訴訟を妨害する可能性があること、また、「重大にそして不公正に負担となり、重大で不当な問題や厄介ごとを生じさせる」ものであることを指摘する。⁽¹³⁶⁾ なおこの文言は、Voth 判決がフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の基準を設定する際に踏襲した Oceanic Sun 判決の Deane 裁判官の「圧迫的・濫用的」の解釈の文言とほぼ同じである。⁽¹³⁷⁾

他方で Cohen 裁判官は、夫からの(4)の差止申立てを拒否し、その理由として、このオランダ訴訟がオーストラリア家庭裁判所の訴訟を妨害していないこと、この請求が圧迫的あるいは濫用的でないことを挙げる。⁽¹³⁸⁾

かくして Cohen 裁判官の下した判決の結果、上記の表にまとめたように、夫から提起された子の養育と夫婦財産処分の訴訟はオーストラリアの裁判所で行う事になり、他方で、妻はオランダにおいて、配偶者及び子の扶養の訴訟を（そして前提として離婚と子の養育の訴訟も）自由に進めてよいということになった。⁽¹³⁹⁾

(134) [2005] Fam CA 479; (2005); 192 FLR 169. at [20]-[22]. 家庭裁判所大法廷の判決の上記段落の箇所、Cohen 裁判官の判決の該当箇所が段落番号と共に引用されている。以下同じ。Cohen 裁判官の判旨の[20]-[22].

(135) Ibid, at [23].

(136) Ibid, at [24]. Cohen 裁判官の判旨の[45].

(137) Oceanic Sun Line Special Shipping Company Inc v Fay [1988] HCA 32 at [6] per Deane; (1988) 165 CLR 197 at 247 per Deane の箇所。

(138) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [25]. Cohen 裁判官の判旨の[47], [55].

Cohen 裁判官の判決に対し、夫は自らの(4')の差止申立てが拒否されたことに対して控訴し、妻は夫の(6')の差止申立てが認められたことに対して控訴した。妻は自らの(1')の stay の申立てが拒否されたことについては控訴しなかった。したがって、家庭裁判所大法廷においては、オランダ裁判所における妻からの配偶者及び子の扶養料を求める訴訟、並びに夫婦財産処分を求める訴訟（すなわち上記の表の(4)と(6)の訴訟）の差止を、オーストラリア裁判所が認めるか否かが争点となった。

(3) 家庭裁判所大法廷の判決

家庭裁判所大法廷では、Finn, May, Boland の 3 人の裁判官が審理に当たり、結論として、オランダでの配偶者及び子の扶養料請求訴訟、夫婦財産処分訴訟のいずれについても差止を認めた。判決理由は以下のとおりである。

(i) オランダでの夫婦財産処分訴訟差止めに対する妻からの反対控訴

家庭裁判所大法廷は、まず妻からの反対控訴、つまり上述(6')の差止申立てが認められたことに対する妻からの反対控訴について検討する。判旨は、妻からの反対控訴に際し提示された唯一の理由は、事実審裁判所が「妻がオーストラリアの家庭裁判所の管轄を利用できないこと」を誤って理解していたという点、すなわち管轄が理由であったことを指摘する⁽¹⁴⁰⁾。そして、妻側がその主張の根拠として最高裁判所の CSR 判決を挙げ、同判決に「差止め命令を求められている被告は当該管轄を利用できなければならないことを、最高裁は黙示的に認めている」と提示されている⁽¹⁴¹⁾（本稿で

(139) Ibid, at [28].

(140) Ibid, at [30]-[31].

(141) CSR Ltd v Cigna Insurance Australia Ltd [1997] HCA 33; (1997) 189

はⅡ. 2. (2) CSR 判決<判決>[d]の箇所)と主張したと述べる。⁽¹⁴²⁾

判旨は、しかしながら本事案において妻はすでにオーストラリア裁判所に出廷していること、そのほとんどがオーストラリアに所在する財産に関し妻自身がオーストラリア裁判所にその処分の命令を求めていることを指摘し、これらの状況は、妻からの反対控訴を却下するに十分なものであると結論する。⁽¹⁴³⁾

(ii)オランダ裁判所での配偶者及び子の扶養料を求める訴訟の差止めを求める夫からの控訴

[a]家庭裁判所が差止命令を発令する権限

判旨はここで、家庭裁判所が差止命令を出す権限について確認し、それが Family Law Act s34 ⁽¹⁴⁴⁾に基づき、あるいは裁判所の黙示の(または固有の)権限として存在すること、また少なくともフォーラム・ノン・コンビニエンス法理により stay を与える権限を家庭裁判所が有している事は、Henry 判決において認められていることを述べる。⁽¹⁴⁵⁾

[b]婚姻関係に関する争点を一体のものとして考えること——Henry 判決の引用

家庭裁判所大法廷は、特に(ii)の論点については、夫側の主張および引用

CLR 345 at 400 を挙げている。

(142) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [32]-[33].

(143) Ibid, at [34]-[35].

(144) **34 Issue of certain writs etc.**

The Court has power, in relation to matters in which it has jurisdiction, to make orders of such kinds, and to issue, or direct the issue of, writs of such kinds, as the Court considers appropriate.

(145) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [42].

する先例の箇所について基本的に支持する姿勢を示しており、その判旨はほぼ夫側の主張に沿って構成されている。

夫側の主張の基本は、Cohen 裁判官が、夫からのオランダ訴訟差止に関する 2 件の申立てを別個の訴訟原因に基づくとして取り扱った点において誤っているというものである。夫側はこの点につき、最高裁 Henry v Henry 判決の多数意見が「婚姻関係の事案は当事者が主張する種々の争点にかかわらず統一的に扱うべきだ」と判示する箇所（本稿Ⅲ. 1. Henry 判決(2)判旨<多数意見>[d]の箇所⁽¹⁴⁶⁾）を引用していた⁽¹⁴⁷⁾。判旨は、夫側が Henry 判決の当該箇所に依拠することを最終的には支持するが、その結論に至る前に、まず、Henry 判決においては外国訴訟差止よりはむしろ、オーストラリア訴訟の stay の申立てに関心があったことを指摘し、検討⁽¹⁴⁸⁾に入る。

[c]外国訴訟差止を認める 2 種類の権限——CSR 判決の引用

判旨は、CSR 判決において差止命令の 2 種類の権限について述べられた箇所⁽¹⁴⁹⁾（本稿Ⅱ. 2. (2) CSR 判決<多数意見>[a], [b]の箇所）を引用し、同判決において外国訴訟差止を認める権限が 2 つ挙げられており、1 つは、自国の訴訟の完全性を守るための権限、すなわち「本来的管轄権」であり、もう 1 つは、衡平法に由来する「衡平法上の管轄権」であること、「衡平法上の管轄権」に基づく場合、外国訴訟が衡平法の原則に従えば「濫用的

(146) Henry v Henry [1996] HCA 51 at [37]–[38] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; (1996) 185 CLR 571 at 591–592 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

(147) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [36].

(148) Ibid, at [37]–[38].

(149) CSR Ltd v Cigna Insurance Australia Ltd [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345 at 389–394.

または圧迫的」であるときには裁判所は差止を認めること、が述べられて⁽¹⁵⁰⁾いると指摘する。そして夫側が CSR 判決の「衡平法上の管轄権」について述べた箇所を引用し依拠していることから、夫側の主張は、明らかに衡平法上の管轄権に基づく外国訴訟差止を求めるものである、と述べる。⁽¹⁵¹⁾

[d] 「濫用的または圧迫的」の概念について——Henry 判決の引用

判旨は続けて、夫側の以下の主張を示す。すなわち、上記[c]で引用された CSR 判決の多数意見では、「濫用的または圧迫的」な外国訴訟を差し止める権限について言及されていること、「濫用的または圧迫的」という概念については、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay 付与の文脈において (Henry 判決で) 議論されており、その議論が、差止命令付与の問題に関連するものとなったとの主張である。そして夫側は、Henry 判決において「濫用的または圧迫的」について論じられた箇所⁽¹⁵²⁾ (本稿Ⅲ. 1. Henry 判決 (2)判旨<多数意見>[c]の箇所) を引用し、同判決では、同じ訴訟または同じ紛争が異なる国において提起される場合には、「濫用的」または「圧迫的」であるかという問題が深くかかわってくる⁽¹⁵³⁾こと、その場合裁判所は、Voth 判決の許す範囲でその状況を回避する努力をする必要がある、と判示されたと主張している。

夫側はここで再度、「同じ紛争」の解釈として、Henry 判決の多数意見⁽¹⁵⁴⁾

(150) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [40].

(151) Ibid, at [42].

(152) Henry v Henry [1996] HCA 51 at [35]-[36] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; (1996) 185 CLR 571 at 591 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

(153) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [43].

(154) Henry v Henry [1996] HCA 51 at [37]-[38] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; (1996) 185 CLR 571 at 591-592 per Dowson, Gaudron,

(本判決上述[b]で引用された箇所), すなわち, 配偶者間で出されたさまざまな形の婚姻上の救済を求める申立てで, 厳密には重なり合っていないものについても, これらをすべて婚姻関係から生じる同じ紛争の一部であるとみるべきである, との判示に依拠する。⁽¹⁵⁵⁾

[e]外国訴訟差止にも stay と同様の「濫用または圧迫」の考慮がなされること——CSR 判決の引用

判旨はさらに, 夫側が CSR 判決⁽¹⁵⁶⁾ (本稿Ⅱ. 2. (2) CSR 判決<多数意見>[d]の箇所) を引用し, 同判決において Henry 判決が「他国で同じ問題や同じ紛争が係属している場合には『濫用的あるいは圧迫的』であると推定される」と述べている箇所 (本判決上述[d]で引用した箇所)⁽¹⁵⁷⁾ に言及したうえで, CSR の事案においても, 全く同じ訴訟がオーストラリアと外国の両国において係属している状況ではないが, 最高裁は外国裁判所での訴訟係属を合わせて考慮したうえで, 外国訴訟差止可否の判断をしたと主張し, 外国訴訟差止の判断においても, 同様に紛争を一体的にみて判断すべきであると主張している⁽¹⁵⁸⁾と述べる。

[f]問題を婚姻関係から生じる一つの紛争を形成していると見ること

判旨は, 以上の夫側の主張を基本的に支持し, 夫と妻の間に生じる種々

McHugh, Gummow.

(155) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [44].

(156) CSR Ltd v Cigna Insurance Australia Ltd [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345 at 399.

(157) Henry v Henry [1996] HCA 51 at [35] per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ; (1996) 185 CLR 571 at 591 per Mason CJ, Deane, Dawson and Gaudron JJ. の箇所

(158) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [45].

の問題は、婚姻関係から生じる一つの紛争を形成するものであるとして取り扱う必要があるという Henry 判決の多数意見の見解は、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay を考慮する場合だけではなく、差止命令付与を考慮する場合にも適用するとの、夫側の主張を受け入れると述べる。そして事実審裁判官 (Cohen 裁判官) は、この点において誤っていたと指摘する。⁽¹⁵⁹⁾

[g] 本事案の問題を一つの紛争としてみた場合

判旨は他方で、上記[f]の前提、すなわち問題を婚姻関係から生じる一つの紛争として見るという立場で本事案の問題を見た場合、夫が妻のオランダでの離婚訴訟や子の監護権訴訟の差止を求めなかった点を念頭に置く必要があると指摘し、このことが事実審裁判官の判断に影響を与えた可能性はあると述べる。しかしながら、少なくとも本事案で差止命令の問題の対象となっている、「夫婦財産処分の問題」と「配偶者及び子の扶養命令」とを「夫婦間の財産上の問題」として一体的に扱い、オーストラリアとオランダの2国にこれらの問題の訴訟が係属していることにつき「濫用または圧迫」⁽¹⁶⁰⁾の判断をすべきだとする夫側の主張は支持して論旨を進める。

[h] 家庭裁判所が差止命令を付与する権限

妻のオランダ訴訟が「濫用的または圧迫的」であったかの判断に入る前に、判旨は、事実審裁判官が、家庭裁判所は子の扶養に関して差止命令を与える権限を持たないと判示した⁽¹⁶¹⁾ことに対して見解を述べる。まず、事実審裁判官が、子の支援の制定法の下で、家庭裁判所が差止め命令を与える

(159) Ibid, at [46]-[48].

(160) Ibid, at [49]-[52].

(161) Ibid, at [56]. Cohen 裁判官の判旨の [53]-[55].

権限を持たないと考えたのであれば、家庭裁判所が（本判決上記[a]で述べたように）固有のまたは黙示的権限により、およびまたは Family law Act s34 に基づき、差止命令を付与する権限を有することを事実審裁判官は見逃していると判旨は指摘する。また、事実審裁判官が、オーストラリアには子の支援に関する訴訟が係属していないために、家庭裁判所は差止命令を与える権限がないと考えたのであれば、本事案で夫側が、CSR 判決で示された外国訴訟差止の2つの権限のうち、第1の「本来的管轄権」に基づく差止を求めているのではなく、第2の「衡平法上の管轄権」に基づく差止、つまり外国訴訟が、差止命令の申立人にとって濫用的あるいは圧迫的であるということに依拠して差止申立てをしているという事実（オーストラリアでの訴訟係属は必ずしも要件とはならない）を見逃していると批判する。⁽¹⁶²⁾

[i]妻のオランダ訴訟は「濫用的または圧迫的」であったか——Henry 判決の引用

判旨は、妻のオランダ訴訟が「濫用的または圧迫的」であるとして夫側が挙げる諸点を検討する。そして、Henry 判決が訴訟 stay の判断における「濫用または圧迫」の考慮の具体例を示した箇所⁽¹⁶³⁾（本稿Ⅲ. 1. Henry 判決(2)判旨<多数意見>[e]の箇所）を引用し、同判決でなされたこれらの考慮は、差止め命令を付与する場合にもまた関係していると述べた上で、本事案にこれを当てはめ、事実審裁判官は、次の点について考慮する事が必要であったと指摘する。

(162) Ibid, at [57].

(163) Henry v Henry [1996] HCA 51 at [39]–[40] per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow; (1996) 185 CLR 571 at 592–593 per Dowson, Gaudron, McHugh, Gummow.

- ・オランダでの訴訟では、夫が言語能力において不利となり、また妻と同等の立場で訴訟に参加できる能力がなかったこと
- ・オランダでの訴訟がなされると、オーストラリアに両当事者の多くの資産や財源が存在するにもかかわらず、両当事者のオランダでの財産的問題の調査が必要となること、また、オーストラリアでの夫婦財産処分訴訟のためにオーストラリアでの調査も必要となること
- ・関連する規定 (Family Law Regulation 1984 Part III 及び Child Support (Registration and Collection (Overseas-related Maintenance Obligations)) Regulations 2000) の下で、夫は、オランダでの扶養命令がオーストラリアで執行される前に、オーストラリアでその命令を審理してもらう権利を有すること⁽¹⁶⁴⁾

[j] 裁量権再行使での判断

家庭裁判所大法廷は、事実審裁判官が上記の事柄を考慮せず誤った形で裁量権を行使したとして、自ら裁量権を再行使する⁽¹⁶⁵⁾。裁量権を再行使するにあたって、家庭裁判所大法廷は以下の点について考慮する。

① 夫婦財産処分と配偶者扶養および子の支援の相互関係：

オーストラリアで全ての争点を解決できる可能性：

判旨はまず、オーストラリアにおいては Family Law Act s79 (4) により、夫婦財産処分の命令を出すにあたっては、子の支援、および配偶者扶養の命令の内容が判断されることを指摘する。そして、オーストラリアでのこれらの命令や訴訟の相互関係を考慮すると、両当事者が夫婦財産処分の命令をオーストラリアで求めており、夫婦の財産に関する個別の問題や、彼らの子の支援に必要なものが、全ての訴訟で審理される必要があり、さ

(164) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [69].

(165) Ibid, at [71].

らにこれら全ての財産的な問題をオーストラリアで決定する事ができる場合には、外国裁判所で配偶者及び子の扶養の訴訟を進行あるいは開始する事が、濫用および圧迫的であると考える、と判示する。⁽¹⁶⁶⁾

②当事者の一方に有利な点：

続けて判旨は、オーストラリアとオランダとの間に言語および法体系の違いがあり、両方の国の言語、法律に通じている妻が夫に対しかなり有利になることを指摘する。⁽¹⁶⁷⁾

③外国判決執行可能性：

判旨はさらに、夫が、オランダの扶養命令がオーストラリアで執行される前にオーストラリアでその審理を要求する権利を有しており、オランダの扶養命令は無効となる可能性もありうることを、考慮すべき重要な点として挙げる。⁽¹⁶⁸⁾

④子の支援について：

判旨は最後に、子の支援の問題をオーストラリア裁判所で扱うことの妥当性に言及する。判旨は、子の支援の問題がオーストラリアでは少なくとも最初は行政的な手続として扱われることを認めつつも、すでに夫が子の養育費の支払額について行政的な評価を得ていることについては、妻は希望すればその評価額から離脱する旨の裁判所命令を受けることができると指摘する。また、扶養権利者たる子の居住地がオランダであるとの妻の主張に対しては、そのことはオランダが「より適切な法廷地」であることを意味するとしながらも、妻からはオーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」であるとの主張はされていないと述べる。⁽¹⁶⁹⁾

(166) Ibid, at [74]-[76].

(167) Ibid, at [77].

(168) Ibid, at [77].

(169) Ibid, at [78]-[80].

[k] 結論

以上の考慮に基づき、家庭裁判所大法廷は、妻がオランダで配偶者及び子の扶養訴訟を進行することを差し止めた。また判旨は付言として、本本案がオーストラリア裁判所において配偶者扶養または子の支援に関する訴訟が提起された事案であったとしても、オーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」であるとの理由で stay されることはなかったと述べ、判旨 [45] (本判決上述[e]の箇所) で引用した CSR 判決の箇所 (本稿Ⅱ. 2. (2) CSR 判決<多数意見>[d]の箇所⁽¹⁷⁰⁾) に言及した⁽¹⁷¹⁾。

2. Dobson 判決の位置づけ

(1) Dobson 判決の位置づけ

Dobson 判決は、家庭裁判所大法廷が、国際離婚の事案において初めて外国訴訟の差止を認めた重要な判決である。同判決は、それまでオーストラリアではあまり知られていなかった家族法事案における外国訴訟差止に関して、極めて有益な実例を示すものであるとして重視されている⁽¹⁷²⁾。同判決により、裁判所の裁量権行使の4つのカテゴリーにおけるオーストラリア裁判所の基準が示されたことになる。また、Dobson 判決では、上述したように、Voth 判決、CSR 判決、Henry 判決という、他の3つのカテゴリーのリーディングケースであるオーストラリア最高裁判所の判決が、ポイントとなる各論点において細かく引用されており、裁判所の裁量権行使

(170) CSR Ltd v Cigna Insurance Australia Ltd [1997] HCA 33; (1997) 189 CLR 345 at 399.

(171) [2005] Fam CA 479; (2005) 192 FLR 169 at [81].

(172) Frank Bates, Anti-Suit Injunctions and Form Non Conveniens in Australian Family Law Proceedings, International Family Law Journal (2006) 83, 87.

について、財産関係事件と家族法関係事件とのリーディングケースが互いに先例として影響しあっている様子が見受けられて興味深い。

Dobson 判決に示された点について、Nygh は、次のように述べている。まず、オーストラリア家庭裁判所は、外国裁判所に係属している財産的救済についても、それが濫用的または圧迫的である場合には、差止命令を与えることができること。第2に差止命令の裁量権行使に際しては、stay の裁量権行使の場合と同様の考慮がなされること。その考慮の際の例として Nygh は、①夫婦間の婚姻関係あるいは婚姻破綻から生じる種々の争点を一つの紛争として取り扱う必要性、②オーストラリアにおける訴訟と同じタイプの救済が請求され係属している外国訴訟の存在、③すべての争点についてオーストラリアで判断を下しうること、④外国の管轄が（言語や法における利点も含めて）重要な利点を一方当事者に与えること、が示された⁽¹⁷³⁾と述べる。

(2) 外国訴訟差止の2段階の基準

Dobson 判決は、財産関係事件の外国訴訟差止のリーディングケースである CSR 判決を何度も引用してはいるが、判旨の多くの部分が割かれた、「(ii)オランダでの配偶者及び子の扶養料を求める訴訟の差止」の判断において、CSR 判決のような明確な2段階の基準、すなわちオーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」でないとの判断をしたのちに、外国訴訟が「濫用的または圧迫的」であるかを判断する、という2段階の基準に沿った論旨が展開されているわけではない。もっとも判旨がその結論において、差止命令を認めると判示した後に、オーストラリアが配偶者扶養及び子の支援の訴訟について、「明らかに不適切な法廷地」ではない、と付言し、

(173) P. E. Nygh, M. Davies, *supra* note 52, 566.

さらに自らの判旨の[45]で引用した CSR 判決に言及していることから、この2段階の基準を念頭に置いてはいると見てよいと思われる。

しかしこれは、逆に言えば、それまでの判旨は、CSR 判決の第2段階の基準についての判断であったと解される。また、上述の判旨[45]で引用されている CSR 判決の箇所は、確かに最高裁の多数意見が2段階の基準のうちの、第1段階の基準の判断、すなわち、オーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」か否かを判断している箇所ではあるが、判旨[45]で CSR 判決が引用されていたのは、その趣旨での引用ではなく、外国でも訴訟が係属している場合には、オーストラリア訴訟と争点が全く同じでなくとも「両国の訴訟を全体で見て」判断をするという、その判断方法を重視して引用されていたものであった。

(3) 第2段階の基準の判断において考慮すること

さらに言えば次の点も指摘できる。すなわち、判旨[45]において夫側が CSR 判決に依拠して主張するのは、「紛争を一体として判断する」ということが stay の判断においても外国訴訟差止の判断においてもなされる、という点である。しかしながら、CSR 判決の引用されているこの箇所は、上述したように、外国訴訟差止の2段階の判断基準のうちの第1段階の基準、すなわちオーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」か否かを、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に基づいて判断する箇所であるから、Henry 判決が stay の判断の文脈の中で述べた「紛争を一体として判断する」という考えが、CSR 判決にそのまま用いられているのは、いわば当たり前前のことである。これに対し夫側は、第2段階の基準の判断において、すなわち外国訴訟が「濫用的または圧迫的」であるか否かの判断において「紛争を一体として見る」ことを主張していると解される。そうであれば、夫側の主張の趣旨で CSR 判決のこの箇所に依拠することは、受け入れに
60(1179) 法と政治 64巻3号 (2013年11月)

くいと考えられる。

もっとも、先に述べたように（本稿Ⅱ．2．(3) CSR 判決の示す差止命令発動の基準）、CSR 判決の多数意見は、第1段階の基準において、オーストラリアは「明らかに不適切な法廷地」と判断し、第2段階の基準の判断をしていないため、具体的にどのような事柄が第2段階の基準における「濫用的または圧迫的」の考慮の対象となるのかは、判示されていない。単独意見を書いた Brennan 首席裁判官のみが、第2段階の基準として、アメリカ訴訟が「濫用的または圧迫的」かの判断をしているが、これが果たして、オーストラリア訴訟とアメリカ訴訟を「紛争を一体として見た」上での判断かは、判然としない。

このような先例の状況の下で、夫側の主張は、いわゆる第2段階の基準の判断として、オランダ訴訟が「濫用的または圧迫的」であることを種々提示してきたと解されるが、家庭裁判所大法廷は、基本的にその主張を受け入れ、結論としてオランダでの配偶者及び子の扶養訴訟は「濫用的または圧迫的」であると判断した。CSR 判決からこのような解釈が導き出されるかについては、若干疑問なしとはしない。とはいえ、本判決が判示した点をまとめるとすれば、「差止命令の裁量権行使に際しては（第2段階の基準についても）、stay の裁量権行使の場合と同様の考慮がなされること。」という上記の Nygh のような記述になるのであろう。

(4) イングランドの家族法事案における外国訴訟差止との比較

すでに別稿で論じたところであるが、⁽¹⁷⁴⁾ イングランドの家族法事案における外国訴訟差止には2種類ある。ひとつは財産関係事件にも用いられる、恒久的な差止である anti-suit injunction であり、もうひとつは Heman 判

(174) 岡野・前掲注5, 37頁以下参照。

⁽¹⁷⁵⁾ 決の名をとって Hemain 差止と呼ばれるものである。Hemain 差止は、家族法事案にのみ認められる、期間を限定した差止で、イングランド裁判所が訴訟の stay を申し立てた当事者に対し、自らが stay の判断を出すまでの間、現状を維持し、両当事者に公平な条件を保持するために、外国訴訟を迫りしないよう差し止めるものである。これらの2種類の差止命令の区別は、2003年の R v R 判決⁽¹⁷⁶⁾において示されている。Munby 裁判官は、まず第1に、家族法事案であっても anti-suit injunction が認められる可能性はあり、その要件は財産関係事件と同じく(1)イングランドがナチュラル・フォーラムであり、そして、(2)外国訴訟の迫りが濫用的または圧迫的であることの2点であると述べる。⁽¹⁷⁷⁾そして第2に、Hemain 差止は、イングランド裁判所が stay の可否の判断、すなわちフォーラム・ノン・コンベニエンスの問題を決定する前に申し立てられるため、Hemain 差止の判断に当たっては、anti-suit injunction の場合とは異なり、イングランドがナチュラル・フォーラムであることは要件としないと述べる。⁽¹⁷⁸⁾このように2種類の外国訴訟差止は、イングランドでは明確に区別されている。もっとも、イングランドの家族法事案において、anti-suit injunction はあまり用いられていないともいわれている。⁽¹⁷⁹⁾他方で、事案を適切な法廷地で審理するための救済方法としてイングランドで度々用いられている、この Hemain 差止という救済方法は、他の法体系では見られないと認識されている。⁽¹⁸⁰⁾

(175) Hemain v Hemain [1988] 2 FLR 388. 岡野・同上, 39頁以下参照。

(176) R v R [2003] EWHC 2113 (Fam), [2005] 1 FLR 386.

(177) Ibid, at [25].

(178) Ibid, at [54]-[55]. この点を見ても、Hemain 差止は、一般的な暫定的差止命令、例えば CSR 判決で Cigna 側が求めた暫定的差止命令とは、異なる救済方法であると思われる。

(179) David Hodson, supra note 1, 138.

(180) Ibid, 139.

以上のイングランドの状況に対し、オーストラリアの研究者 Bates は、Dobson 判決について述べる中で、家族法の事案における anti-suit injunction の問題はすでにイングランドで生じていたとして、Hemain 判決を挙げ、その内容を紹介している⁽¹⁸¹⁾。ここで Bates は、anti-suit injunction と Hemain 差止とを、厳密に区別して述べているわけではない。しかし、Dobson 判決は、その内容からすると恒久的な差止であり、また上述したように、CSR 判決が示した2段階の判断基準に明確に沿った論旨を展開しているわけではないものの、判旨の結論において、オーストラリアが「明らかに不適切な法廷地」ではないと付言して、フォーラム・ノン・コンビニエンスの判断も考慮に入れていることを示している。したがって、イングランドの視点からすれば、Dobson 判決における差止は、Hemain 差止ではなく、anti-suit injunction であるという位置づけになろう。

お わ り に

以上、オーストラリア裁判所の裁量権行使の状況を概観し、家族法事案において外国訴訟差止の裁量権行使が認められる判決が出るまでの経緯を考察した。裁判所の裁量権行使の各カテゴリーにおけるリーディングケースが、相互に引用、言及されて先例として受け継がれていく状況は興味深いものである。

家族法事案における外国訴訟差止の裁量権行使は、先にも書いたように、当該命令の相手方が日本に居住する場合には、我が国における影響力も少なくない。Dobson 判決で判示された「濫用的または圧迫的」であるか否かの具体的な考慮内容については、情報として把握しておく必要があると思われる。

(181) Frank Bates, *supra* note 172, 85.

オーストラリアでは Dobson 判決の後も、国際離婚事案における外国訴訟差止の事例として、連合王国の訴訟の差止が問題となった Morton v Morton [2008] Fam CA 854 判決、および Ashforth v Ashforth [2010] Fam CA 37 判決、さらにスペイン訴訟の差止が問題となった Skinner v Alfonso Skinner [2010] Fam CA 329 判決、と続いて判例が報告されている。家族法分野における外国訴訟差止の裁量権行使は、オーストラリアにおいても決して稀な事案ではないことがうかがえる。これらの判例については、他日別稿において考察したい。

【付記】本稿は平成23-25年度 JSPS 科研費基盤研究 (C) 23530057 による成果の一部である。

Anti-Suit Injunctions and Forum Non Conveniens of Australian Courts: From Voth to Dobson

Yuko OKANO

In *Dobson v Van Londen*, the Full Court of the Family Court of Australia made the order restraining the wife from prosecuting the spousal and child maintenance proceedings in the Netherlands. It was the first time for the Full Court to grant the anti-suit injunctions in the family law case. At that time, there were already three leading cases of the Australian High Court for the three categories concerning the courts' discretion. The first one was *Voth* case, which held that 'a clearly inappropriate forum test' should be the Australian law of the forum non conveniens in the civil and commercial matters. The second one was *CSR* case. It established the criteria for the anti-suit injunctions based on the *Voth* test in the civil and commercial matters. The third was *Henry* case, which granted a stay of Australian matrimonial proceedings under the forum non conveniens using the *Voth* test. In *Dobson*, the Full Court frequently made references to those three leading cases, and *Dobson* itself became the leading case for the fourth category, that is, the anti-suit injunction in the family law case.

Thus the *Voth* test is a starting point for the Australian law concerning the discretion of courts. Since the *Voth* test differs from the English law of forum non conveniens which was on the basis of *Spiliada* test, the tests for other three categories also show differences from English law.

This article is to analyze these four leading cases of four categories from the viewpoint of comparison with the English discretion test, and then to examine the anti-suit injunction granted in *Dobson* case comparing with the *Hemain* injunction often granted by the English courts.